

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
第4回新たな児童虐待防止対策システム構築検討ワーキンググループ

議事次第

平成27年11月12日
14:30~16:30
場所：中央合同庁舎5号館12階専用第12会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 検討事項についての意見交換

(2) その他

3. 閉会

<配付資料>

- 資料1 法改正のための検討事項の整理
資料2 奥山座長提出資料
資料3 泉谷委員提出資料
資料4 笹井委員提出資料
資料5 武藤委員提出資料

<以下事務局提出資料>

- 参考資料1 児童福祉法の目的、理念等について
参考資料2 各種法令による児童等の年齢区分
参考資料3 児童の年齢引き上げの影響
参考資料4 国家資格関係資料
参考資料5 児童相談所関係資料
参考資料6 児童虐待対応における司法関与について

9/29・30 委員長及び両WG座長にて検討事項作成
9/30 WGにて検討の分担について整理(WG了承)

法改正のための検討事項の整理

項目	検討事項	新たな児童虐待防止システム構築検討WG	新たな社会的養育システム構築検討WG
総論	理念	○	○
	子どもと家庭への支援	○	○
	国、都道府県、市町村の責務	○	○
全体に関する制度	児童福祉法の対象年齢の見直し	○	○
	子ども家庭支援を担う専門職の資格化	○	
	専門職の配置・任用要件の見直し	○	
	子どもの権利擁護に関する機関の創設	○	○
	特別養子縁組制度の見直し	○	
	統計(データベース)の整備と検証の強化	○	
市町村	地域子ども家庭支援の拠点の整備		○
	就学前の保育・教育の質の向上		○
	虐待対策における母子保健の位置づけ	○	
児童相談所関係	通告・初期対応システムの整備	○	
	介入・支援機能の分化	○	
	一時保護・アセスメント機能の整備	○	○
	司法関与のあり方	○	
	通所・在宅支援における措置のあり方	○	
社会的養護	継続的な自立支援のシステムの構築		○
	特定妊婦への保護・支援のあり方	○	
	母子生活支援施設の機能の見直し		○
	里親・養親支援の強化		○
	施設ケアの小規模化の推進と機能の向上		○
	乳幼児の里親養育等の推進		○

※上記については、便宜的に主たる項目に分類したものであり、今後の検討で変更があり得る。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 新たな児童虐待防止システム構築検討WG

本ワーキンググループの報告は3~5年後のあるべき姿を提示することを目標とする。この叩き台はこれまでのWGでの意見及び幹事会での意見を基に事務局の協力を得て作成されているが、最終的に座長が取りまとめた。

*なお、〇〇年後とは平成28年度を起点とする目安である。指定がない場合は改正法の施行時のイメージとする。

1. 総論

(1) 理念⇒委員会にて総合的に議論する（幹事会決定）

- 児童福祉法において、子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）保障を明確にし、そのための家庭への支援を定める。
- 上記の内容に加えて、以下の意見もあった。
 - ・代替養育を含むあらゆる措置には子どもの最善の利益を優先させる。
 - ・体罰禁止を盛り込む。
 - ・家庭（代替家庭を含む）での養育を受ける権利に関して盛り込む。
 - ・永続性を重要な目標として、子どもに安全で安定した家庭を保障する。

(2) 国、都道府県、市区町村の責務 ←

- 以下の案を検討
 - ・国の責務：子どもの権利が等しく擁護されるために、子ども家庭福祉の質を均一化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。
 - ・都道府県・政令市・中核市・特別区の責務：子どもへの権利侵害から子どもを保護する。
 - ・基礎自治体（市区町村）の責務：子どもの権利が擁護される養育環境の提供と養育支援。

2. 全体に関する制度

(1) 児童福祉法の対象年齢の見直し

- 子ども家庭支援（都道府県等の調査・措置・支援および市区町村の

養育支援)の対象年齢を20歳に引き上げる。

理由: 困難を抱えた子どもの自立は遅くなるため、少なくとも20歳未満までは養育支援や保護が必要になるため。

- 上記対象年齢を民法の成人年齢に一致させるという意見もある。
- 社会的養護の対象となった子どもに対しては自立までの支援を行う。
⇒第2WGで検討

(2) 子ども家庭支援を担う専門職の資格化

- 児童相談所や市町村において子ども家庭相談機能を担う職員の専門性を向上するため、専門職の国家資格「子ども家庭専門相談員(仮称)」を創設する。28年度より3年間の準備期間を設け、3年後を目途に開始する。
- 基礎資格としては国家資格とするが、その範囲としては以下の両論があった。
 - ・社会福祉士及び精神保健福祉士のみ。
 - ・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、心理師、医師。
- 一定(5年間)の実務経験(子ども家庭福祉関係のソーシャルワーク)をがあり、基礎資格に応じた研修を受けていることを条件とする。
- 資格試験としては、ケースレポートおよび試験を行う。
- 新設する資格を有する職員を基幹職員(SV)として、都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関および市区町村の子ども家庭総合支援拠点に配置する。
- 児童福祉施設のファミリーソーシャルワーカーへの有資格者配置を検討する。
- 移行措置により、現在児童相談所で5年以上経験のある人が一定の研修を受けて資格を得られるようにする。

(3) 配置・任用要件の見直し

<任用要件>

- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談各機関においては、所長、基幹職員、児童福祉司、児童心理司の任用要件を以下の通り明確にする。
- 基幹職員は上記有資格者とし、児童福祉司は社会福祉士、精神保健福祉士、もしくは児童福祉司養成校卒業者等で一定の研修を受けたものとし、児童心理司は公認心理師で一定の研修を受けたものとする。所長は基幹職員であることを要件とする。

- 所長に関しては電話窓口機関と調査・措置機関は兼務可能とする。
その他の機関及びその他の職員は兼務不可とする。

<配置>

- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談各機関の児童福祉司、児童心理師、保健師、医師等の配置基準について、現行の人口比から、対応件数比を基本として人口比を組み合わせる方式とする。
例：人口比での数を最低数として、対応件数で積み上げられるよう
にするなど。
- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関において
は職員の概ね4人に1人を基幹職員とすることを明記する。
- 基礎自治体（市区町村）の子ども家庭支援拠点には上記資格を有す
る職員の配置を義務付ける。

(4) 子どもの権利擁護に関する機関の創設

- 子ども家庭福祉において子どもの権利を擁護するため、権利を主張
することができているか、その権利が本当に守られているか、調査・
検証する仕組みを創設する。
- 以下の二つの機能を持つ
 - ① 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関の処遇
に関して、要保護児童対策協議会などの関係機関および子ども本人
からの申し立てにより、そのあり方を調査して勧告を行う。
 - ② 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関すべて
に関しての第三者評価を行う。そのためには突然の調査でも、資
料を閲覧する、施設を視察できる、子どもの心身への影響がない
範囲で面会できる権限が必要。
- その組織は行政から真に独立した仕組みとすることが重要である。
組織の具体案に関しては以下の案があった。
 - ・都道府県児童福祉審議会：既存で対応しやすいが、行政からの独立
が保てるかが疑問。特に任命に関しての方策が必要。
 - ・国が弁護士会に委託：可能かどうかの議論が必要。
 - ・新たな国の組織として構築する（海外の制度を参考に）：新たな制度
であり、構築が問題となる。
- 子どもの申し立てを支援する弁護士の配置が必要。

(5) 特別養子縁組制度の見直し

- 特別養子縁組制度は社会的養護として重要であり、必要な見直しに向けて民法改正の要否等について、国は、検討を開始し、1~2年後には以下の項目が達成されるようとする。
 - ・年齢制限（現行6歳未満）の見直し
 - ・父母の同意が得られない場合など、養親以外に児童相談所も申し立てに関与ができるようする。
 - ・出自を知る権利の保障（記録の管理）
- 養子縁組成立後の養親や子どもに対し、支援を行うことが必要であり、児童福祉法において都道府県・市区町村・民間あっせん団体等でそれに養育支援を行える仕組みを作る。
- 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する許認可のあり方や体制、事業内容について具体的な検討を行い、国は、民法改正を含め具体的な検討を行い、1~2年後には法定化ができるようする。

(6) 統計（データベース）の整備と検証の強化

- 地域における個別支援や施策の企画立案・検証に活用するため、統計やデータベースの大幅な拡充が必要。
- 個人情報保護の観点からの慎重な検討が必要。
- その際、施策の企画立案・検証を行うための「統計」と、現場で必要な支援を展開するための「データベース」の関係に関して検討する。
- 統計および地域データベースについては、国でその具体的な方法に関する検討を開始し、都道府県・市区町村の機能の変更が終了する4年後から実施。
- 虐待死の見逃しをなくすために子どもの死全体を検証する制度（Child Death Review）のあり方を検討し、2年後から実施。
- 現行の重大事例の検証を充実させるために以下の方策をとるという意見があった。
 - ・厚生労働省に専任の調査官を置く。
 - ・調査対象として当該児童の親、きょうだい、親族を明記する。
 - ・児童相談所の調査権限は検証の場合も含む。

3. 市区町村

母子保健における虐待対策の位置づけ

- 虐待予防のため、母子保健分野における妊娠期からの取組みは重要であり、母子保健と虐待防止の連携、調和を明確化。
- 母子保健サイドで把握している情報を福祉部門へ適切につないで共

有する仕組みを構築。

- 未だに無戸籍の子どもは少なくない。病院から市区町村に出生届が出されて、母子保健サービスがもれなく全ての子どもに届くようになる。

4. 現児童相談所関係

- 中核市および特別区に子ども家庭相談機能（現児童相談所機能）を有する機関群を設置することを義務付ける。

（1）通告・初期対応システムの整備

- 子ども虐待に関する三桁番号（189）への電話の窓口を一本化し、相談対応および通告に分類して対応する組織を都道府県・政令市・中核市・特別区に創設する。
- 現状は固定電話以外は窓口の特定に時間がかかる状況である。固定電話以外は電波のエリアで窓口に繋がるようにし、異なる行政単位に電話がかかった時は転送することを原則とする。
- 通告に関しては受理し、緊急性の判断を行い、初期対応機関と初動期限を設定する。
- 相談を希望する電話に関しては応急的相談を行い、その後の適切な相談先を紹介する。
- 市区町村で普段から相談を受けて情報を共有している場合など、関係機関から市町村への通告は、別の通告経路として存続。その際、その情報は都道府県等の上記窓口設置自治体に報告する。
- 本システムは以下のことも可能である。
 - ・当面は、児童相談所の中に設置するという方法もあり得る。
 - ・機能と人的配置・要件を定めて、設置の場所等は自治体に自由度を持たせることができる。
- 緊急性の判断に関して、これまでの通告履歴をすぐに参照できるようにする。

（2）介入・支援機能の分化（市区町村への業務の移行を含む）

- 現行の児童相談所が担っている調査・評価・措置（立入調査などの法的権限の行使を含む）とその後の措置ケースへの支援マネージメント機能、直接支援として行っている相談・治療機能を機関として独立させる。
- 調査・評価・措置機能は現在の児童相談所設置と同程度とし、支援

マネージメントを行う機関の設置数は措置のケース数により定める。

- それぞれの機関の職員の配置基準および任用要件を定める。
- なお、子ども家庭支援における養育支援は市区町村の機能とする。
- 現児童相談所の機能である障害相談は児童発達支援センターに、保健相談は保健センターに、措置以外の養護相談・非行相談・育成相談は子ども家庭総合支援拠点に移行する。ただし、手帳の交付は市区町村の児童発達センターで行った検査結果を基に都道府県等が交付する。
- そのための市区町村の基盤を整備する。
- 4年後の実施に向けて各設置自治体はそのあり方を検討する。
- 国は財源の確保を行う。

(3) 一時保護・アセスメント機能の整備

- 一時保護は原則として里親もしくは児童福祉施設に委託する。
- そのために、既存の里親類型に加えて、一時保護里親（仮称）を創設する。
- 一時保護里親に関しては独自の養成・認定・支援システムを持つ必要があるとの意見があった。
- 中学校区に1か所以上の委託先を確保する。
- 乳児の一時保護委託先として、乳児院のアセスメント機能充実が必要。また、里親の活用も必要。
- これまでの一時保護所は、委託が困難な事情のある子どものシェルターとし、分離される子どもの視点に立ち、一時保護所の小規模化・個別対応を推進する。調査・評価・措置を行う機関にシェルターの設置を義務付ける。
- 教育を受ける権利に関し、シェルター入所中の子どもが最寄りの中学校に通学することを保障する。
- その際、付き添いや接近禁止命令の適用範囲を拡大するなど、通学路の安全を保障する。
- 上記基盤の整備は4年後を目指す。
- 一時保護所の運営につき、第三者評価を義務付ける。

(4) 司法関与のあり方

- 一時保護について、親権や子どもの権利に与えている影響等を踏まえ、司法の関与を現行より強めるよう検討を行うべきであり、そのための期限を定めたロードマップを作成する。
- それにあたり、制度・組織の手当てが必要なことから期限は定めな

い方が良いという意見があった。

- その実現のためには、次に関する議論が必要。
 - ・裁判所が判断する際の一時保護要件の明確化。
 - ・調査・評価・措置機能機関における人的体制、専門性の確立。
 - ・虐待対応件数は地域によって多寡があり、都市部の問題のみに着目した制度とならないよう、地域の実状に配慮が必要。
- 他方、児童相談所が一時保護手続きを躊躇することのないように都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関に司法対応を専門に行える人材（弁護士等）を配置するとともに福祉の専門性も強化する。
- 都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関の調査権限の強化をはかる（関係機関以外でも調査への協力を義務付ける）。明確な理由が書かれた書面で依頼する。
- 現在の裁判所から児童相談所に対して行われる親指導の勧告について、裁判所から直接、親に対して行うことについて司法との検討を開始し、期限を定めてその方法を確定する必要がある。
- 一方で、裁判所が直接親に対して指導等を行うことについては、行政と司法の役割分担、効果などの観点から慎重な意見もあった。
- 現在の28条ケースに関しては、親権が残ることによる措置後の混乱を避けるため、原則として親権停止制度を活用するものとし、その恐れがなく児童福祉法28条で足ることが明らかな場合には、それによるものとする。
- 臨検捜索については、その要件となっている再出頭要求を削除する。
- 実務上、児童福祉法第28条に基づく裁判所の承認は、施設種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所が施設種別を選択できるよう、裁判所の承認は施設種別を特定しないものとする。
- 児童福祉法の対象年齢を引き上げができない場合、少なくとも、18歳になる前に同法27条1項3号の措置がとられている児童について、18歳になった後、同法31条2項により延長する場合、同法28条の承認審判ができることを明記する。
- 現行の接近禁止命令の対象範囲の拡大（児童福祉法28条の承認がない場合、社会的養護から自立した場合などへの拡大）や、それに伴う制度上の見直し（発令者を行政機関とするか裁判所とするか、要件をどうするかなど）について、国は、来年度から検討を始める。

(5) 通所・在宅支援における措置のあり方

- 虐待を受けた子どものうちの大半を在宅支援が占めるが、適切な支援を受け入れないケースが多い。支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区が措置として設定し、市区町村および市区町村を通して民間が支援を担うがその費用は措置権者が負担することとする。
- 在宅措置・通所措置を受け入れることのできる機関・団体等を認定する仕組みを構築する。

5. 社会的養護

特定妊婦への保護・支援のあり方

- 要支援児童及び特定妊婦を発見した場合、児童相談所、市町村、または都道府県の設置する福祉事務所に情報提供できるものと定める。
- 特定妊婦を入所又は通所させて、産前産後に必要な支援を行う機能が必要。そのために母子生活支援施設、乳児院、助産院、産科医療機関、NPO法人等が入所・通所機能を持てる形とする。

(別添)

磯谷先生コメント

磯谷先生より理念に関しては以下のコメントが出されています。

- 児童福祉法の理念について、第1条及び第2条に次の事項を加える
よう改正することはどうか。
 - (1) 児童に関するあらゆる措置をとるにあたっては、児童の利益
を最も優先しなければならないこと
 - (2) 何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれ
ある罰を与えてはならないこと
 - (3) 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健や
かに成長するために、その家庭を支援しなければならないこと
 - (4) 児童がその家庭において生活することが当該児童の利益に反
するときは、国及び地方公共団体は当該児童に対し適切な代替
的養護を提供する責任を負うこと。また、代替的養護を提供す
るにあたっては、家庭における養護が優先的に検討されなけれ
ばならないこと
 - (5) すべての児童は、ひとしくその権利を保障されること

子ども虐待対応に関する国・都道府県等・基礎自治体の責務と役割(案)

データ収集、統計、分析

制度施策

国
責務：日本国において子どもの権利が等しく養護されているかを判断し、そのための施策・制度を構築する

質の担保
資格制度

子どもの
権利擁護
監視、検証

児童相談所設置自治体

(都道府県、政令市、中核市、特別区 必置?)

責務：子どもへの権利侵害を発見し、子どもを守る

- ・虐待通告窓口・振り分け機能
児相、警察、市区町村とその合同対応
- ・虐待・非行通告事例の調査機能
- ・虐待・非行事例評価機能
- ・措置機能(一時保護委託、施設入所措置、通所措置、在宅措置)
- ・上記措置および再統合に関するマネジメント
(中間評価を含む)
- ・重篤事例の一時保護(一般一時保護はできるだけ委託することを原則とする)機能
- ・重大事例の検証

要保護児童対策地域協議会

連携

委託

基礎自治体(市区町村)

責務：子どもの権利が養護される環境の提供

子ども家庭総合支援拠点

- 自治体内他部署(教育・警察等を含む)・民間等と連携して下記の役割を含め包括支援を行う
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・相談支援(子育て世代包括支援センター)
 - ・一時預かり、ショート・トワイライトステイ
 - ・養育支援訪問事業
 - ・虐待ケースの在宅支援

養護相談(除:虐待)、障害相談、育成相談
非行相談(除く:警察の通告、家裁の送致)
里親支援等

保健センター 母子保健事業

民間(入所・通所・家庭訪問等)

社会福祉法人、里親、NPO法人、医療機関、他の民間団体

基礎自治体(市区町村)

は既存機関

は新設機関

は現児相機能の移行

責務: 子どもの権利が擁護される養育環境の提供と養育支援

児童発達支援センター
(概ね人口10万人に1か所、10万以下町村は最低でも1か所)

障害児通所支援
地域支援(保育所訪問、相談)

心身障害相談、
社会的養護の発達相談等

児童発達支援事業
(中学校区に
1か所程度)

子ども家庭総合支援拠点

自治体内他部署(教育・警察等を含む)・
民間等と連携して下記の役割を含め包括支援
を行う

- ・要保護児童対策地域協議会調整機関
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・相談支援(子育て世代包括支援センター)
- ・一時預かり、ショート・トワイライトステイ
- ・養育支援訪問事業
- ・虐待ケースの在宅支援 等

措置以外の養護相談および非行相談
育成相談、社会的養護の養育相談

子ども家庭専門相談員(SVレベル)
社会福祉士、心理師、保健師等

保健センター
母子保健事業を行う

妊婦への支援
乳幼児健診
フォローアップ健診
育児支援 等

保健相談等

委託



サービス提供

産前産後ケア
センター(仮称)

民間

社会福祉法人

医療機関

NPO等

都道府県・政令市・中核市・特別区

責務：子どもへの権利侵害を発見し、子どもを守る

子ども家庭相談機能（現児童相談所機能の一部）

通告・相談窓口
(上記自治体に一か所)
一本化の電話受付

通告⇒緊急性度の判断による
初期対応機関の選定と時限
の決定

相談⇒簡単な相談対応と基礎
自治体の相談先の紹介

基幹職員(SV)
電話相談員

調査・評価・措置
(現在の児童相談所)
通告(虐待・非行)事例
の調査
アセスメント
それに基づく処遇決定

基幹職員
児童福祉司
児童心理師
保健師・医師
弁護士

シェルター
原則は一時
保護委託
委託困難な
子どもが安心
して生活できる

基幹職員
保育士
心理師
教員

支援マネジメント
(措置数等により設置数を
決める)
入所・在宅・通所措置をし
たケースの支援の進行を
管理し、支援効果を評価し、
マネジメントを行う

基幹職員
心理師
保健師
医師

重大(死亡)事例検証委員会

委託

浮気な化家
けいつ
えきと
すりまんじほい

フォスタリング・エイジェンシー

児童福祉施設

措置委託機関

民間

里親

要保護児童対策地域協議会

- ・調整機関は基礎自治体が担う(現行のまま?)
- ・直接に相談支援を行う部署と調整機関は別の組織とする
- ・調整機関には子ども家庭専門相談員(SV)は必置
- ・措置ケースは支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区の支援マネージメント機能が作り、実際の支援は基礎自治体が担う
- ・措置ケース以外の支援のマネージメントと管轄地域の対象ケースの支援経過の管理(データベース)を行う
- ・特定妊婦の情報の取得をしやすい構造とする

国

責務：子どもの権利が等しく擁護されるために、子ども家庭福祉の質を均てん化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。

子ども虐待に関する正確な統計制度を構築
子どもの死全体の検証(Child Death Review)の制度を構築

子ども家庭支援の質の担保として子ども家庭専門相談員(仮称)資格制度を構築
⇒そのための研修と資格認定を行う機構を創設する

子どもの権利擁護に関する監視、検証する制度を構築する

制度・施策の向上

婦人・女性相談における居住先なし妊産婦への支援からの提言

平成 27 年 11 月 12 日
目白大学 泉谷朋子

(1) 対象者が抱える課題

- 経済的な課題：妊娠したことで失職し収入が途絶え生活に困窮する、借金がある
- 住居に関する課題：住む場所を失う、ホームレス状態である
- 暴力に関する課題：パートナーからの暴力被害、親・きょうだいからの暴力・虐待
- 障害に関する課題：身体障害、知的障害、精神障害（薬物・アルコール）
- 疾病に関する課題：内科的疾患、精神的不安定等
- 家族に関する課題：家族不和、疾病・障害を抱えた家族
- 出身に関する課題：外国籍、宗教
- 育ちに関する課題：非行、家族と一緒に生活できなかつたことによる課題
- 性に関する課題：性産業に従事している、性被害経験

ほとんどのケースはこれらの課題を複数抱えている。同様に、婦人・女性相談で対応する居住先なし妊産婦のほとんどは、「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改訂版）」で示されている特定妊婦の 8 つの評価を複数備えている。

対象者が抱える課題が多岐に渡り、子育て以前に対象者自身が落ち着いて生活できるようになることが求められるケースも多い。母親が望んでも養育能力や精神状況等から養育継続が難しいと判断されるケースも多い。母が養育出来るかを見極める・評価する期間、母子を引き受ける施設等は子どもが安全に生活できているか、日々細心の注意を払って支援を行つており、施設職員の負担は大きい。

(2) 居住先なし妊産婦の受け入れ先について

婦人相談所、女性保護施設、民間（社会福祉法人）で受け入れをしている。

平成 25 年度婦人保護事業実施状況報告・・・妊産婦数の統計は？

1960 年代後半～ 社会福祉法人慈愛会 慈愛寮（東京）

妊娠・出産した女性の利用に特化した婦人保護施設として展開。

東京都の婦人相談員たちによる強い働きかけがあった。

1980 年代～ 社会福祉法人礼拝会 ミカエラ寮

行き場のない女性とその同伴児の緊急一時保護施設（シェルター）。

妊産婦、新生児に対応。

所在地の自治体の婦人相談員・ケースワーカーから行き場のない、特に妊産婦の受け入れ先を切望する声があり、行政と民間が協働して運営について協議した経過あり。

(3) 受け入れ先で提供される支援内容

- ①出産前後の生活を心配せず、安心安全に出産を迎えるため生活の場の提供、経済的な支援。
- ②母自身の身体的、精神的回復をサポートし、母が安心して産前産後のケアを受けることができる環境を提供する。
- ③一緒に子育てすること、子育てを通して、母自身の育て直しをする、実家の機能を果たす。
- ④母子それぞれの課題に対応する、母子分離の場合、分離後、母の生活支援・調整を行う。
- ⑤今後母子で生活するのか、母子が別々に生活するのか母の意向・判断に寄り添う一方、母の精神的身体的状況や、成育歴・養育能力から母が子を養育できるか的確に評価する。

(4) 課題

- ①課題を多数抱えた母子を引き受ける施設は、職員の負担も大きい。職員の確保や財政的な支援が必要。
- ②妊娠出産を繰り返すケースもあり、母の生活支援が大きな課題。生活保護、障害、医療等他の施策との協働も必要。
- ③出産直後、子どもが動き出す時期、自己主張し始める時期等、子どもの成長に合わせ、母の子育て負担は変化する。乳幼児は自分でSOSを出せないため一定期間継続的な支援が必要であり、他機関への引継ぎ、アフターケアが重要。
- ④施設を利用しているケースについて、施設に入所しているか大丈夫ではなく、関係機関は自身の役割を認識し関わることが必要。施設をバックアップする体制を整えることも必要。
- ⑤婦人・女性相談に繋がらない居住先なし妊産婦は一定数存在すると思われる。相談できる場所は複数あることが望ましく、支援の網からこぼれ落ちない体制を作ることが必要。

参考文献：土渕美知子「児童養護施設と婦人保護施設の連携で次の世代を育てる～婦人保護施設『慈愛寮』をたずねて～」、季刊「児童養護」2015 Vol.45 No.4)

ワーキング検討経過を踏まえて市町村の観点で更なる検討が必要と考える点

沼津市こども家庭課 笠井康治

1. 子ども家庭支援を担う専門職の資格化／専門職の配置・任用要件の見直し

- ①児相・市町村共通の資格化は有意義なことであると考えるが、現況の基礎資格取得状況が児相と市町村でかなり違うと考えられること。市町村の場合、正規職員は無基礎資格者で臨時職員が有基礎資格者という実態などがあると見込まれるので、今後、状況を把握するなかで更なる検討が必要。
- ②前項に関連して、1,000程度の市（一部町）に置かれている家児相相談員の資格要件との調整も必要。同じく児童福祉担当の社会福祉主事をどのように扱うについても検討が必要
- ③市町村の職員採用試験において、保健師と保育士以外は一般行政職として募集しているところもあり、各市町村の状況把握と専門職採用や任用がしやすくなる仕組み開発が必要
- ④現職にある人への経過措置及び資格所持者と同等となれるような研修が必要

2. 通告・初期対応システムの整備

- ①一般通告は「189」、要対協通告は「市町村要対協」を基本とすることが必要
- ②「189」については、児童虐待通告だけでなく、児童虐待相談（自ら虐待の不安を持つなど）についても対応すべき。→子育て相談や出産相談は基本的に除外（市町村につなぐ）
 - ※周知ポスターにある範囲は、国民の通告機会利便性向上の意味で189で対応すべき
 - ア.あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
 - イ.子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
 - ウ.近くに子育てに悩んでいる人がいる
- ③「通告は189へ」と周知しても市町村に入る通告はあるので、その時の処理方法の検討が必要
→「その電話は189へかけてください」にならないように
- ④児童福祉法25条に規定される「要保護児童発見者の通告義務」規定の「保護者に監護させることが不適当と認められる児童」と「保護者のない児童」も対象として規定していることも勘案して当面、通告先は「児童相談所若しくは市町村」という現行規定を維持すべき

3. 介入保護・支援機能の分化

- ①窓口の一本化によるトリアージは、当初対応（調査）の振り分けができるが、対応（調査）後にアセスメントに基づく振り分けが必要であり、虐待専門委員会報告書でも指摘されている「共通アセスメントシート」の開発及び運用方法の周知などの対応が必要
- ②その後も、状況により再振り分けの必要性検討が必要となり、これについては、当面、児相が担うことが適切と考えるが、ケースワーク担当部署（者）ではないところで行うべき
- ③原則、町村には福祉事務所がなく生活保護法や母子寡婦福祉法に基づく業務は県の福祉事務所が担っていることや、人口規模に起因して支援機能を担える社会的資源が乏しい場合があることから、そのことへの配慮が必要

4. 法改正及び経過措置について（要望）

これまでの論議では、市町村業務が質量とも拡大し、児相業務も大きく変化していくことになる。特に、市町村体制は人口規模や行政組織の違いなどで自治体間での差が大きいことなどから体制整備には、時間と手間と財源を要すると考える。法改正は「るべき姿」を目指すべきと考えるが、具体化にあたっては、市町村及び児童相談所の現場の状況も十分踏まえるなかで、段階的な施行等の配慮が必要と考える。

また、市町村は少子高齢化が進む中で子ども子育て支援法等に基づき、子育て支援や妊娠・出産・育児の切れない支援についても求められており、そのこととも考慮し丁寧な対応が必要。

社会的養護・児童養護施設における通所機能のあり方について

現在、児童養護施設等の今後のあり方として、「社会的養護の課題と将来像」のキーワードとして、「家庭的養護の促進」「施設における生活単位の小規模化・地域分散化」「社会化・地域拠点化」「支援策の高度化、多機能化」等が謳われ、その方向を模索しているところです。

とくに現在、児童養護施設等には親等からの虐待を理由に入所する児童が多く、もっと早期にさまざまな支援や介入が必要と思われる児童の入所が続いております。児童虐待の予防策としての子育て支援策の取り組みが社会的養護施設としても不可欠であると常に感じているところです。

そのために現在、すでに児童養護施設等において子どもショートステイ事業やトワイライトステイ事業等実施している施設、同敷地内に学童保育所を併設して子育て支援を行っている施設、児童家庭支援センターを付置してさまざまな子育て相談に応じたり、子育て広場等を開設して日中の保育等実施している施設もあります。

しかし、それらの事業そのものは今後とも重要な役割であるにも関わらず、何れも事業に関わる予算は低額であり、本体施設の職員が一部兼任で関わっているなど、不安定な補助事業です。現在の職員体制等で通所機能を付加させることは不可能です。また、現在、入所が長期化する児童も多くなり入所児童と通所児童との関係性等も十分に配慮する必要もありハード面（建物・設備等）やソフト面（支援のあり方等）の検討や配慮も必要だと思えます。

今、児童虐待の予防や、子育て支援充実のために、児童養護施設等の子育て支援機能の強化は焦眉の課題であります。したがって今後、社会的養護施設等への通所機能の拡充策を積極的に進めるために、以下のとおり提案します。

① 現状の入所措置の柔軟な運用が必要です。

- ・ 親のいる子どもの入所が大半を占める今日、子どもの状況や親の状況により親の所と施設とを頻繁に交流を持つことが出来る子どももいます。児童福祉法27条3項の入所措置のままで通所形態でも運用できるような措置をするよう児童相談所の指導を期待したい。（現在でも制度的には出来るようであるが、現実的には実施されていない。）

- ・児童養護施設が情短施設や児童自立支援施設の通所機能を使ってもよいこととされているが、情短施設や児童自立支援施設の通所機能なるものが、現状としては制度的に十分確立されておらず、知的障害児通所に準ずるとだけ規定されている。(十分な制度活用になっていない。)

従って、ハード面、ソフト面共に不十分である。例えば情短施設の通所部門は、実施に当たり毎年の協議が必要とされ、極めて不安定である。子どものニーズが高いにもかかわらず利用されずにしまうケースも多い。また、学校教育との連携も制度的に未整備であり、制度充実を図ることが必要です。

- ② 児童家庭支援センター機能の拡充策とソーシャルワーカー・FSW 等専門職による相談支援体制と合わせて、対応するケアワーカーの配置も含めて、通所機能・アウトリーチ機能の制度を整備していくべきであると考えます。

- ・児童家庭支援センターに施設と連携して、施設の生活部分とは独立した人的配置・建物空間を備えた一時保護、ショートステイ・トワイライトステイ機能を付加するものとする。
- ・市区町村との契約によるショートステイ・トワイライトステイと児童相談所からの委託一時保護を日常的に受けるものとして、リピーター等通所機能を強化する。
- ・市区町村要保護児童対策地域協議会の拠点としてショートステイ・トワイライトステイ、児童相談所からの委託一時保護を受けるばかりではなく、通所部門、家庭訪問事業なども強化するものとする。

- ③ 今後、社会病理による子どもの健全な養育の阻害状況への対応にとどまらず、児童福祉法の理念による子どもの健全育成体制の充実のためには、児童福祉・社会的養護のセーフティーネット基盤である社会的養護施設に通所機能・アウトリーチ機能を付置することは必要だと考えます。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員 武藤素明

児童福祉法の目的・理念(その1)

※ 児童福祉法第1条から第3条については、昭和22年の制定当初から改正されていない。

- 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(第1項：児童を健全に育成する義務)

- 児童は未完成の社会的な弱者として基本的人権が保護されるべきであり、児童が将来の社会を担うべきものであるという社会的意義を認め、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っていることを明らかにしたもの。
- ・「心身ともに健やかに生まれ」：児童の健全な出生及びその前提としての母体の保護等を意味する。
 - ・「心身ともに健やかに育成され」：児童が生まれてから成人に達するまでの間、心身ともに健全に成長するよう親をはじめ周囲のすべてが努力しなければならないことを意味する。

(第2項：児童の権利)

- 第1項に対応し、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することを宣言、確認する規定である。
- 児童は、親に対してのみでなく、国及び地方公共団体に対しても上記の権利を有するものである。ただし、本条はプログラム的規定であり、請求のためには具体的に法令に定められていることが必要である。【憲法第25条第1項※に照応。】

※憲法第25条第1項－すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ・「ひとしく」：児童も一人の人間として尊重され、平等に権利を有することを意味する。
- ・「愛護」：国及び地方公共団体により、「福祉をはかられる」ことをも意味する。

児童福祉法の目的・理念(その2)

児童育成の責任

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の福祉を図る責任を持つ者を示した規定である。

○児童は成人と違い心身ともに未成熟であって、みずからを守ることが十分にできないため、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるものである。〔憲法25条第2項※に照応。〕

※憲法25条第2項－国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○親など児童に対して親権を行使する者は、民法によりその責任が定められているが、それだけでは不十分であるため、児童を現に監護している「保護者」（※）と国及び地方公共団体に対して、児童の福祉に対する責任を負わせたものである。

※民法上の親権を行う者でない者についても、児童を現に監護していて、親権を行う者と同様に大きな影響力を持つ場合があるので、本法はこれらの者についても保護者としてとらえ、これに児童の健全な育成に対する責任を負わせたものである。

・「保護者とともに」：保護者が公の機関に相談し援助を求めた場合又は児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合に保護者を援助し、これらによっても保護者が児童の健全な育成をできないときは、保護者にかわって国や地方公共団体が直接児童の保護に当たることを意味する。

原理の尊重

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

○第1条及び第2条の児童福祉の原理が、児童福祉法だけでなく、児童に関するすべての法令（※）の指導原理である重要な地位を有し、児童に関するすべての法令の施行に際し、尊重されなければならないことを明らかにしたものである。

※児童福祉のほか、社会福祉、医療・公衆衛生、教育、労働などに関する法律をいう。

児童虐待防止法の目的・理念(その1)

目的

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 児童虐待は、家庭におけるしつけとは異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されず、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるもの。
 - 児童相談所への虐待相談件数が年々増加の一途をたどるなど、児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護や自立支援を行うことが喫緊の課題となっている。
 - こうした児童虐待問題の早期解決の緊急性に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策（※）を促進し、もって児童の権利利益を擁護することを目的とするもの。
- ※児童虐待の防止等に関する施策として、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定。

児童虐待防止法の目的・理念(その2)

児童に対する虐待の禁止

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- 保護者による児童虐待の場合にとどまらず、そもそも本来保護すべき児童に対して何人も虐待行為をすることは許さないという根底を流れる考え方を規定したもの。
- 本条でいう「虐待」には、保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むもの。例えば、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪など刑法上の罪等は当然含まれる。

児童虐待防止法の目的・理念(その3)

国及び地方公共団体の責務等

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(第1項：体制整備)

○国及び地方公共団体は、児童虐待の発生予防から被虐待児童の自立支援まで、各段階における適切な対応（児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を含む。）のため、関係機関等や民間団体との連携を強化するなど、児童虐待問題に適切に対処できるような体制の整備に努めなければならないもの。

(第2項及び第3項：研修等の必要な措置)

- 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、医師など児童の福祉に職務上関係のある者が、児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるもの。
- 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるもの。

児童虐待防止法の目的・理念(その4)

国及び地方公共団体の責務等

第4条

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(第4項：啓発活動)

- 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資する観点から、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないもの。

(第5項：調査研究及び検証)

- 国及び地方公共団体は、死亡事例などの重大な事件の再発を防止するため被虐待児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析（検証）するとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方などの児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの。

(第6項)

- 民法上、親権は権利である同時に義務であるとされ、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があることに鑑み、児童の親権を行う者は、児童の健全育成に第一義的責任を有するとともに、親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないもの。

(第7項)

- 児童虐待の防止を含め児童の健全な成長を図るために、その基本的な養育単位としての家族が良好な関係を保つて存在することが重要であるとともに、地域において互いに助け合いながら児童の健やかな成長を見守るための近隣社会の連帯が求められていることを国民一人一人が再認識することを目的とするもの。

各種法令による児童等の年齢区分

「児童」の定義が法律上明示されている主な法律

児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児 童	20歳未満の者
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者

各種法令による児童等の年齢区分

その他児童に類する者を法律上明示している主な法律

民 法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
刑 法	刑事责任年齢	満14歳
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
少 年 法	少 年	20歳未満の者
母子保健法	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青 少 年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子 ど も	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	(年齢区分に関する規定はない。※)

※ 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

- ・子ども：乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者。
- ・若者：思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

児童福祉法上の児童の年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げた場合の影響

1. 児童福祉法上の児童等の年齢の考え方

- 児童福祉法上の「児童」については、労働基準法が18歳未満を年少者としていることを参考として、これをひとつの保護年齢と考え、18歳未満としているもの。
- 障害児についても、障害のある「児童」とされている。
- 小児慢性特定疾患の医療支援については、原則として「児童」（20歳未満の者であって18歳未満のときから当該医療支援を受けているものも対象。）が対象とされている。
- 児童自立生活援助事業の利用については、20歳未満の者が対象とされている。

2. 成年年齢等の引下げに係る動向

①日本国憲法の改正手続に関する法律の成立(平成19年5月)

- 平成19年5月に日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、年齢満18歳以上の者は、国民投票の投票権を有することとされた。
※ 平成30年6月21日以降に期日がある国民投票から適用
- 附則において、「年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができる」となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が置かれ、それまでの間は国民投票の投票権を有する者は年齢満20歳以上とされた。

②公職選挙法等の一部を改正する法律の成立(平成27年6月)

- 平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者等の年齢について、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。※ 平成28年6月19日施行
- 改正法附則において、「国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨の規定が置かれた。

③成年年齢に関する提言(平成27年9月17日自由民主党政務調査会)

- 上記①及び②を踏まえ、平成27年9月17日、自由民主党政務調査会において、民法、少年法その他の法律の規定における成年年齢の在り方を提言。

【民法】

現状の消費者教育等の施策の充実強化を図るとともに、国民への周知が徹底されるよう、施行時期に配慮しつつ、成年年齢についてできる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じる。

【少年法その他の諸法令】

大人と子供の分水嶺を示す各種法令には国法上の統一性が必要であることなどから、満20歳以上（未満）を要件とする法律については、その年齢要件を原則として18歳以上（未満）とすべきである。

3. 児童の年齢を引き上げた場合の他の制度への影響

①障害児・障害者

- 児童福祉法においては障害児のみが利用できる支援が定められており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）においては障害者のみが利用できる支援と、障害児及び障害者が利用できる支援が定められている。
- 児童福祉法においては、「障害児」は障害のある「児童」とされている。一方、総合支援法においては、「障害児」は、児童福祉法の障害児の定義を引用して障害のある18歳未満の者とされ、また、「障害者」は18歳以上の者とされている。
- 仮に、児童福祉法の児童を20歳未満の者とした場合、障害児を20歳未満の者とするとともに障害者を20歳以上の者とすること（法改正が必要）について、障害を有する18～19歳の者への支援をはじめとして障害児・者の支援の在り方を含め、十分な議論が必要。

②児童扶養手当、児童手当

- 児童扶養手当法、児童手当法の児童の年齢については、児童を扶養する家庭の家計負担の軽減を図るという趣旨から、ほとんどの児童が高校まで進学している状況に照らし、高校卒業時（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの者とされている。
- 法の目的が異なることから、児童福祉法の年齢の見直しが直ちに児童扶養手当法等の見直しにつながるものではないが、児童福祉法の年齢の見直しの趣旨・目的が、児童の経済的自立の遅れ等を理由とする場合には、児童扶養手当法等の見直しの議論に波及することも考えられる。

③風俗営業、児童ポルノなど

- 児童福祉法第34条においては、児童の福祉を著しく阻害する行為について、罰則の対象とされており、児童の年齢を引き上げた場合、児童福祉法上の罰則の適用対象が拡大することとなる。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（※）においても、児童・年少者の健全育成や権利擁護等のため、18歳未満の児童・年少者に対する一定の行為について罰則を設けているところ、児童福祉法上の児童の年齢の引き上げは、これらの法令の児童・年少者の定義等に影響を及ぼすおそれがある。
(※) このほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、労働基準法、青少年保護育成条例などがある。

4. 児童の年齢を引き上げた場合の財政的な影響等

- 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設への入所、里親等への委託の対象者の拡大や、対象者の拡大に伴う施設の拡充等に伴う財政負担、職員確保等
- 児童扶養手当法等の改正が仮に必要となった場合の財政負担
- 地方公共団体が行う児童福祉関連業務の対象者が拡大することによる、地方公共団体の事務負担の増加や、それに伴う職員配置の増加等による財政負担等

國家資格關係資料

国家資格関係資料

【目 次】

国家資格について	1
社会福祉士の概要	2
社会福祉士の資格取得ルート	3
社会福祉士の養成カリキュラム	4
福祉事務所等における社会福祉士の任用状況	5
社会福祉士が任用要件として定められている主な職種	6
認定社会福祉士の概要	7
精神保健福祉士制度について	10
精神保健福祉士の資格取得方法	11
精神保健福祉士におけるカリキュラム	12
保健師の概要	13
看護教育制度図	14
保健師養成カリキュラム	15
保健師の就業場所別就業者数	16
介護支援専門員（ケアマネージャー）の概要	17
介護支援専門員（ケアマネージャー）の研修制度について	18

国家資格について

国家資格

※文部科学省HP等より作成

- ・国家資格とは、一般に、国の法律に基づいて、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明されるものとされる。
- ・国家資格は法律で設けられている規制の種類により、次のように分類できる。

【業務独占資格／名称独占資格／設置義務資格】

業務独占資格：有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。

例) 医師、看護師、薬剤師、弁護士、公認会計士 など

○：国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を修得していることを国又は都道府県が確認する必要があるもの。

※ 憲法第22条には国民の人権として「職業選択の自由」が定められているが、医師等の資格についてはその例外として規制されている。

名称独占資格：有資格者以外はその名称を用いて業務を行うことが認められていない資格。

例) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 など

○一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保する必要があるもの。

○有資格者以外の者に対して、当該資格の名称を用いて業務を行うことを禁ずることにより、事業主や利用者等にとって質の高い者の選択が容易となる。

設置義務資格：特定の事業を行う際に法律で設置が義務づけられている資格。

例) 衛生管理者、放射線取扱主任者 など

○一定の研修を受けた者などに対して資格を付与することにより、危険を伴う業務などを的確に処理する必要があるもの。

社会福祉士の概要

1 社会福祉士の定義

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)第2条第1項

2 資格取得方法

- 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」、福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」、一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」の3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要である。

3 国家試験の概要

- 形態
年1回の筆記試験(1月の下旬に実施)
- 試験の実施状況(平成26年度実施の第27回試験結果)
受験者数45,187人、合格者数12,181人(合格率27.0%)
- 筆記試験の科目(19科目)
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行政財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※ なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑰の11科目)の試験が免除される。

4 資格者の登録状況

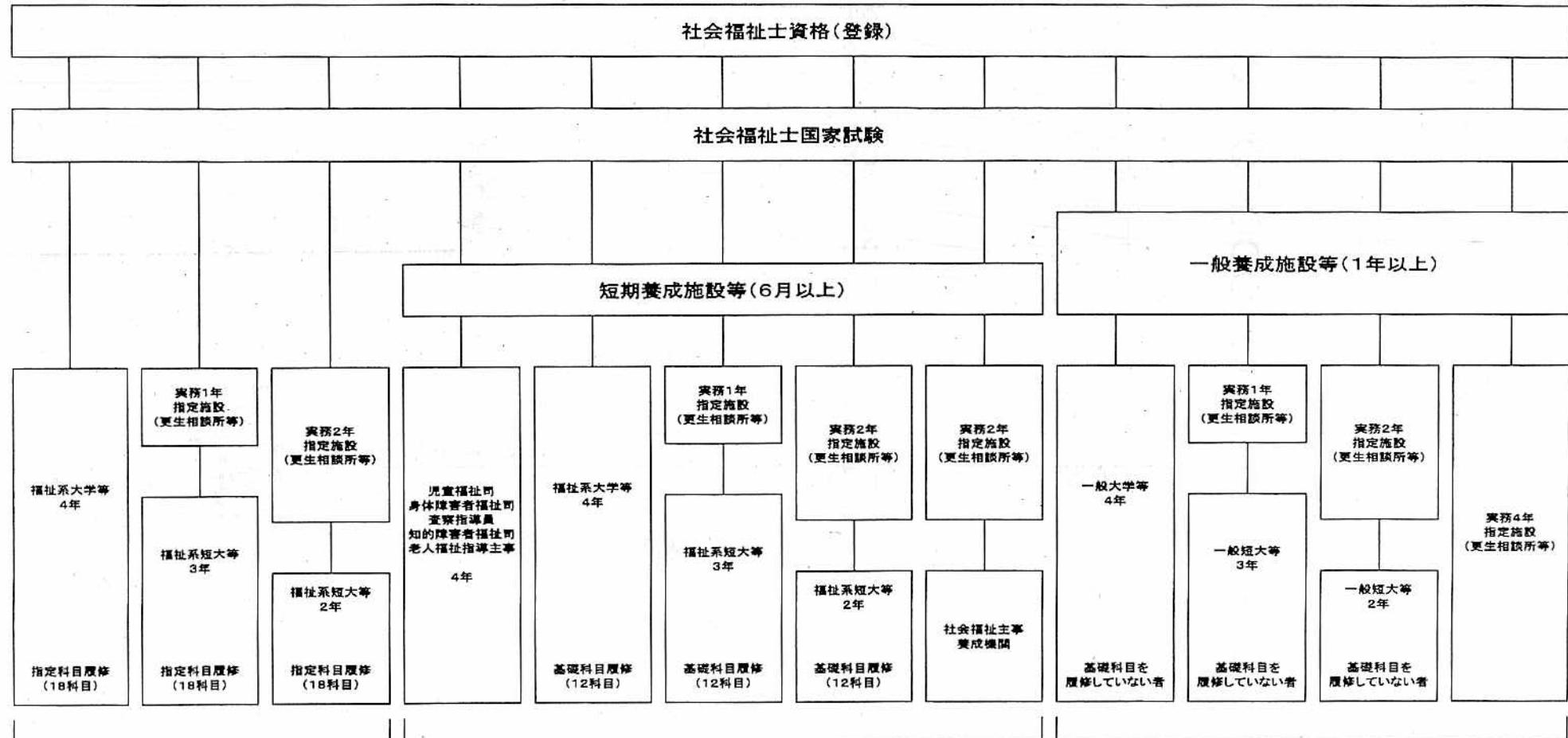
- 177,896人(平成26年9月末現在)

5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(H26.4.1時点)
福祉系大学等 267校 344課程 定員22,474人
社会福祉士指定養成施設 62校 83課程 定員12,638人

社会福祉士の資格取得ルート

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく以下の3ルートがある。
- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
 - ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
 - ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第27回)

7,257人(59.6%)	488人(4.0%)	4,436人(36.4%)
---------------	------------	---------------

注)国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

社会福祉士の養成カリキュラム

	一般養成施設 (時間)	短期養成施設 (時間)	福祉系大学等	
			指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法				
人体の構造と機能及び疾病	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
心理学理論と心理的支援	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
社会理論と社会システム	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
現代社会と福祉	60	60	<input type="radio"/>	
社会調査の基礎	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術				
相談援助の基盤と専門職	60		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
相談援助の理論と方法	120	120	<input type="radio"/>	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術				
地域福祉の理論と方法	60	60	<input type="radio"/>	
福祉行財政と福祉計画	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
福祉サービスの組織と経営	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
サービスに関する知識				
社会保障	60		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保健医療サービス	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
就労支援サービス	15		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
権利擁護と成年後見制度	30		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
更生保護制度	15		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
実習・演習				
相談援助演習	150	150	150	
相談援助実習指導	90	90	90	
相談援助実習	180	180	180	
合計	1,200	660	18科目(22科目)	12科目(16科目)

注)福祉系大学等は、「実習・演習」の科目以外は時間数の定めではなく、指定科目又は基礎科目の欄に○を付された社会福祉に関する科目を修めて卒業することが要件

福祉事務所等における社会福祉士の任用状況

第6回福祉人材確保対策検討会
(厚生労働省社会・援護局)資料より

- 福祉行政における社会福祉士有資格者の任用の度合いは、徐々に高まってきている。

	H16		H21		H24	
	総数		総数		総数	
	社会福祉士 有資格者数	比率	社会福祉士 有資格者数	比率	社会福祉士 有資格者数	比率
生活保護担当査察指導員	305	8	2.6%	2,596	80	3.1%
生活保護担当現業員	11,372	318	2.8%	13,881	641	4.6%
児童福祉司	-	-	-	-	-	-
身体障害者福祉司	80	4	5.0%	122	15	12.3%
知的障害者福祉司	79	2	2.5%	88	15	17.0%

注)児童福祉司は平成16年と平成21年の数値を把握していないため、「-」としている。

【出典】生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成16年、平成21年):厚生労働省「福祉事務所現況調査」

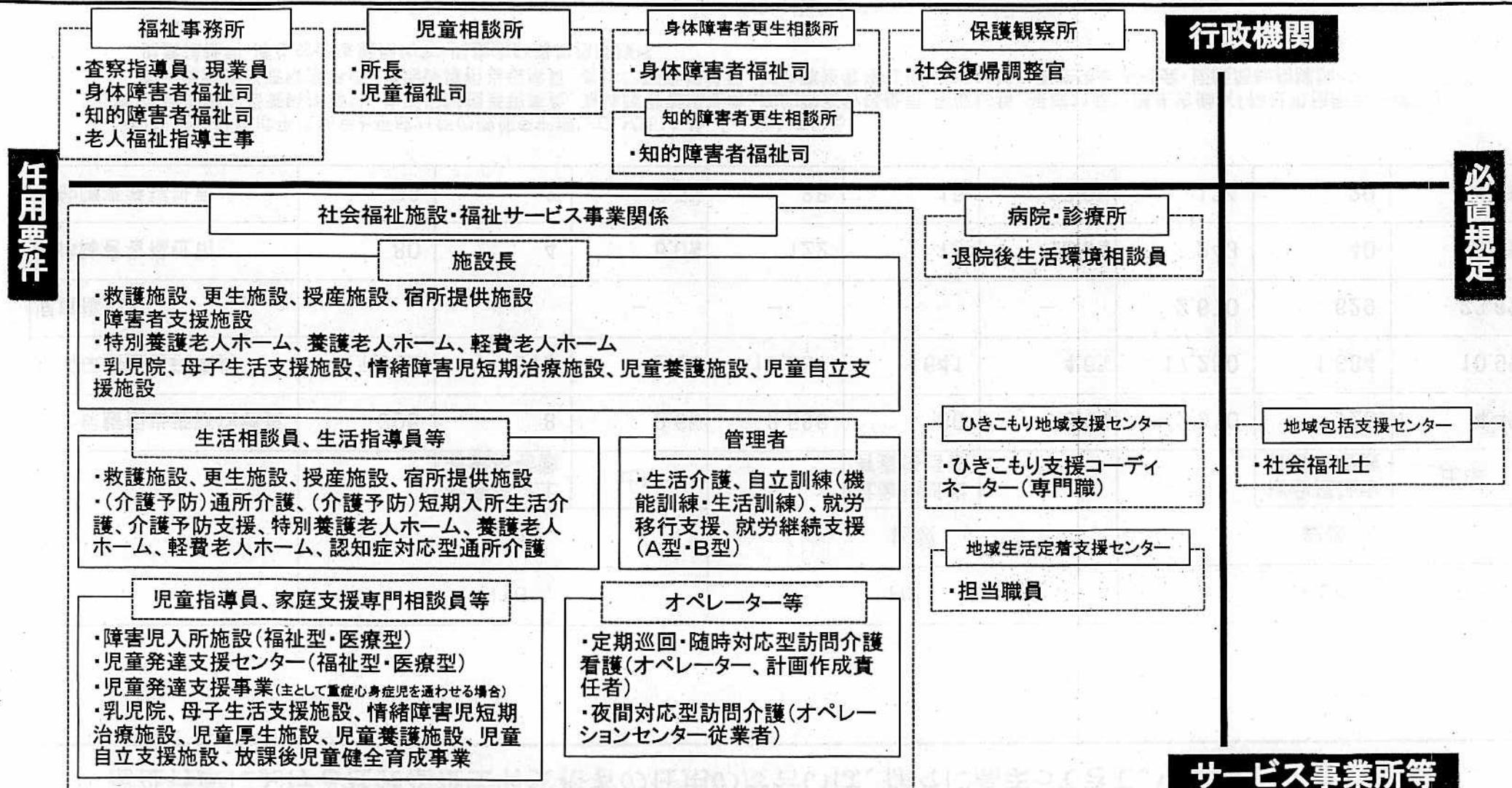
生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成24年):厚生労働省社会・援護局総務課調べ

児童福祉司:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

社会福祉士が任用要件として定められている主な職種

第6回福祉人材確保対策検討会
(厚生労働省社会・援護局)資料より

- 社会福祉士が任用要件として定められている職種は、福祉分野の行政機関や社会福祉施設、事業所等が主となっているが、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも社会福祉士の任用の場は拡がっている。



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」などの規定で定められているもの。

「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などの規定で定められているもの。

なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。

また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定(「これによりがたい場合は同等の者でも可」等)や、任用にあたっての限定条件等が別途定められている場合がある。

【資料】厚生労働省社会・援護局福基幹理福人材確保対策室において作成

認定社会福祉士の概要

- 認定社会福祉士は、多様化・複雑化する地域住民への社会的援助ニーズに社会福祉士が適切に対応するため、社会福祉士の能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を認定する仕組みとして平成24年度に創設。※平成19年社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参・衆附帯決議における指摘事項を踏まえたもの。

		認定社会福祉士	認定上級社会福祉士
期待する活動内容		<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織とともに、地域（地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等）で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
期待する役割		<ul style="list-style-type: none"> ①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導・スーパービジョン ②苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
分野		高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野等 ※将来的に分野の追加等はある	自らの分野における実践に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育
認定要件		<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤認証された研修の受講 研修：20単位以上 スーパービジョンを受ける：10単位以上 ※更新制（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ①認定社会福祉士と認定されていること ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上（資格取得後最低10年以上） ④定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤認証された研修の受講 研修：20単位以上 スーパービジョン 10単位以上（実施5単位、受ける5単位） ⑥教育、研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論述試験 ※更新制（5年）
個人認定		上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査、合格者の登録は登録機関（日本社会福祉士会）に行う	

認定社会福祉士制度とは

社会福祉士の資格は、国家試験に合格し、登録機関に登録を行うことによって資格が与えられます。しかし、国家試験受験の受験要件として、実務経験とそれに基づく実務者教育を必須としているわけではないため、資格取得は社会福祉についての知識があることの証明はできても、必ずしもすべての社会福祉士の実践力を証明しているわけではありません。そのため、一般に社会福祉士資格の取得は専門職としての“スタートライン”と言われ、実践力はそこから積み上げていくことになります。

これまで、個々の社会福祉士は職能団体に加入して研修会に参加する、種別の研修会に参加するなど研鑽を重ねてきましたが、様々な研修体系の中で、どのような研鑽を重ね、どのような実践力を持っているのかがわかりにくい状況がありました。

一方、社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。例えば、重度な認知症高齢者の増加に対する在宅生活への支援、高齢者や障害者、児童への虐待対応や防止への対応、さらには自殺者や孤独死、生活困窮者や若年失業者などの地域生活への支援が挙げられます。このような状況において、その解決を支援する社会福祉士への期待はますます高まっています。

これらに対応するために創設された認定社会福祉士制度は、高度な知識と卓越した技術を用いて、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する社会福祉士としてのキャリアアップを支援し、実践力を担保する仕組みです。

社会福祉士の実践力に応じて「認定社会福祉士」「認定上級社会福祉士」の2段階の資格を設定しています。

認定社会福祉士

所属組織を中心とした分野における福祉課題に 対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者です。

次のような役割が期待されています。

- 複数の課題のあるケースの対応を担当する。
 - 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。
 - 地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）
 - 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。

*認定は「高齢分野」「障害分野」「児童・家庭分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野」の5分野で行われます

認定上級社会福祉士

福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援・連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者です

- 複数の課題のあるケースについての指導・スケジューリングを行う。
- 財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。
- 地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。
- 実践の科学化を行うとともに科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

認定社会福祉士認証・認定機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F 公益社団法人 日本社会福祉士会
TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543 e-mail : ninteicsw@jacswo.or.jp
www.jacswo.or.jp/ninteikou/

「認定社会福祉士認証・認定機構」は、次の団体から構成されています（五十音順）

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 / 一般社団法人日本社会福祉士登録センター / 理事会 / 会員登録 / 指定管理者

公益社団法人日本医療社会福祉協会 / 公益社団法人日本社会福祉士会 / 社会福祉士会

者協議会／社会福祉法人全国社会福祉協議会中安福祉人材センター／特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

本作品は、文化庁公認の著作権管理団体である日本著作権センターによる著作権管理活動法人日本クリエイターズ・ソサエティによって管理されています。

認定社会福祉士制度は、2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正の際、「専門社会福祉士の仕組みについて、早急な検討を行う」とが、参議院・衆議院において附帯決議されたことに基づき導入が検討され、制度を運用する組織として認定社会福祉士認証、認定機構を設立しました。

認定社会福祉士認証・認定機構

○ 認定社会福祉制度における実践力養成の3つの柱

1. 実務経験目標

実務において経験すべき事項を明示し、実務経験を標準化することで実践力を向上させる

2. スーパービジョン

- ①定期的なスーパービジョンを受け、実践力を育成する（認定社会福祉士）。
- ②スーパーバイザーに対してスーパービジョンを行い、指導力・説明力を向上させる（認定上級社会福祉士）。

3. 研修

- ①養成課程では学んでいない専門的な知識等を修得する（認定社会福祉士）
- ②実践課題に応じた知識の習得と実践研究等を通じ、専門的知識の統合・運用を可能にする（認定上級社会福祉士）

○ 認定制度のしくみ



○ 認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の認定を受けるには？

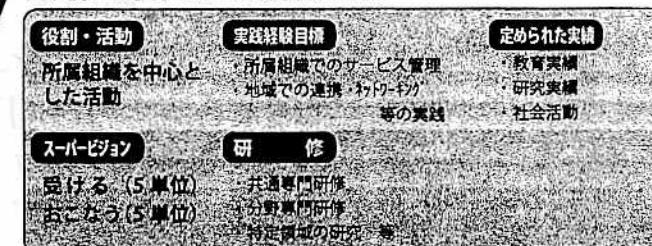
認定社会福祉士の認定申請のためには次の要件を満たす必要があります。また、認定上級社会福祉士の認定を受けるためには認定社会福祉士であるほか、定められた実績があること等の要件を満たすことが必要です。

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ②日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を有する団体の正会員であること（日本社会福祉士会の正会員、日本医療社会福祉協会が該当します。）
- ③社会福祉士資格取得後、相談援助実務経験が5年以上、そのうち申請する分野での相談援助実務経験が2年以上あること（相談援助実務とは、原則として昭和63年社政第29号別添1に定める施設における業務の範囲となります。）
- ④別に例示する実務経験^{*1}があること（個別レベル、組織レベル、地域レベルの3つのレベルについて、それぞれに「経験目標」が定められます。）
- ⑤認められた機関での研修^{*2}を受講していること

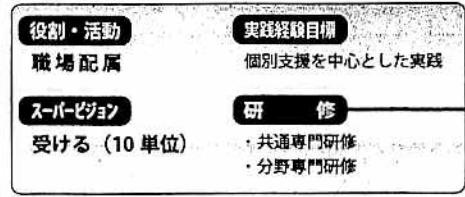
*1 例示する実務経験（個別レベル）

- 相談援助の開始にかかわる業務
- 理論・モデルにもとづくアセスメント
- アセスメントにもとづく目標設定と計画の立案
- サービス調整会議・ケースカンファレンス等による検討及び調整並びにコーディネーション
- 計画に基づく支援の実施とモニタリング
- 相談援助の終結にかかわる業務

認定社会福祉士（更新制）★★



社会福祉士 ★



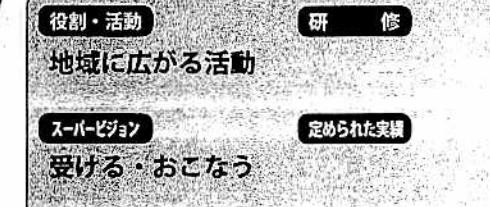
5年以上の相談援助実務経験

*2 認められた機関での研修（認定社会福祉士取得に必要な科目と単位）

区分	科目群
共通専門科目 10単位	<ul style="list-style-type: none"> ●ソーシャルワーク理論系科目群（2単位以上） ●権利擁護・法学系科目群（2単位以上） ●サービス管理・人材育成・経営系科目群（2単位以上） ●地域福祉・政策系科目群（1単位以上） ●実践評価・実践研究系科目群（1単位以上）
分野専門科目 10単位	<p>取得しようとする分野／高齢分野／障害分野／児童・家庭分野／医療分野／地域社会・多文化分野）から下記の科目を履修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分野における制度等の動向（1単位） ●理論・方法・手順別科目（1単位以上） ●対象者別科目（1単位以上） ●ソーシャルワーク機能別科目群の科目（1単位以上）

10年以上の相談援助実務経験

認定上級社会福祉士（更新制）



私は医療機関で働く社会福祉士です。認定資格を持つ他職種スタッフと連携する事が多く、私も認定制度に興味を持ちました。今感じている事は、認定という資格がチームメンバーとして同じ土俵でやりとりするためのパスポート的な存在である事。また資格の取得過程で得たもの～新しい知識や理論、仲間とのつながり等が実際に役立っている事です。まだ道半ばですから勉強を重ねつつ丁寧に仕事と向き合い、その延長としての資格更新！を目指しています。この認定制度が、同じ道をゆく仲間が増えるきっかけになるよう期待し、心から応援しています。

佐伯まさか
日本医科大学多摩永山病院／認定社会福祉士（医療分野）

私は、より熟練した相談援助実践者になりたいという思いから、認定社会福祉士を目指しました。認定社会福祉士の取得は私のキャリア形成のひとつでもあります。認定社会福祉士制度に沿って研修すると、ジェネリックな力量とスペシフィックな力量をバランスよく習得し、スーパービジョンを通して、自己の実践を振り返ることができます。

実践力を身につけることができる最も効果的な方法であると思います。皆さんもぜひ認定社会福祉士を目指してください。一緒に良い支援をしていきましょう。

石飛勝
島根県出雲児童相談所／認定社会福祉士（児童・家庭分野）

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

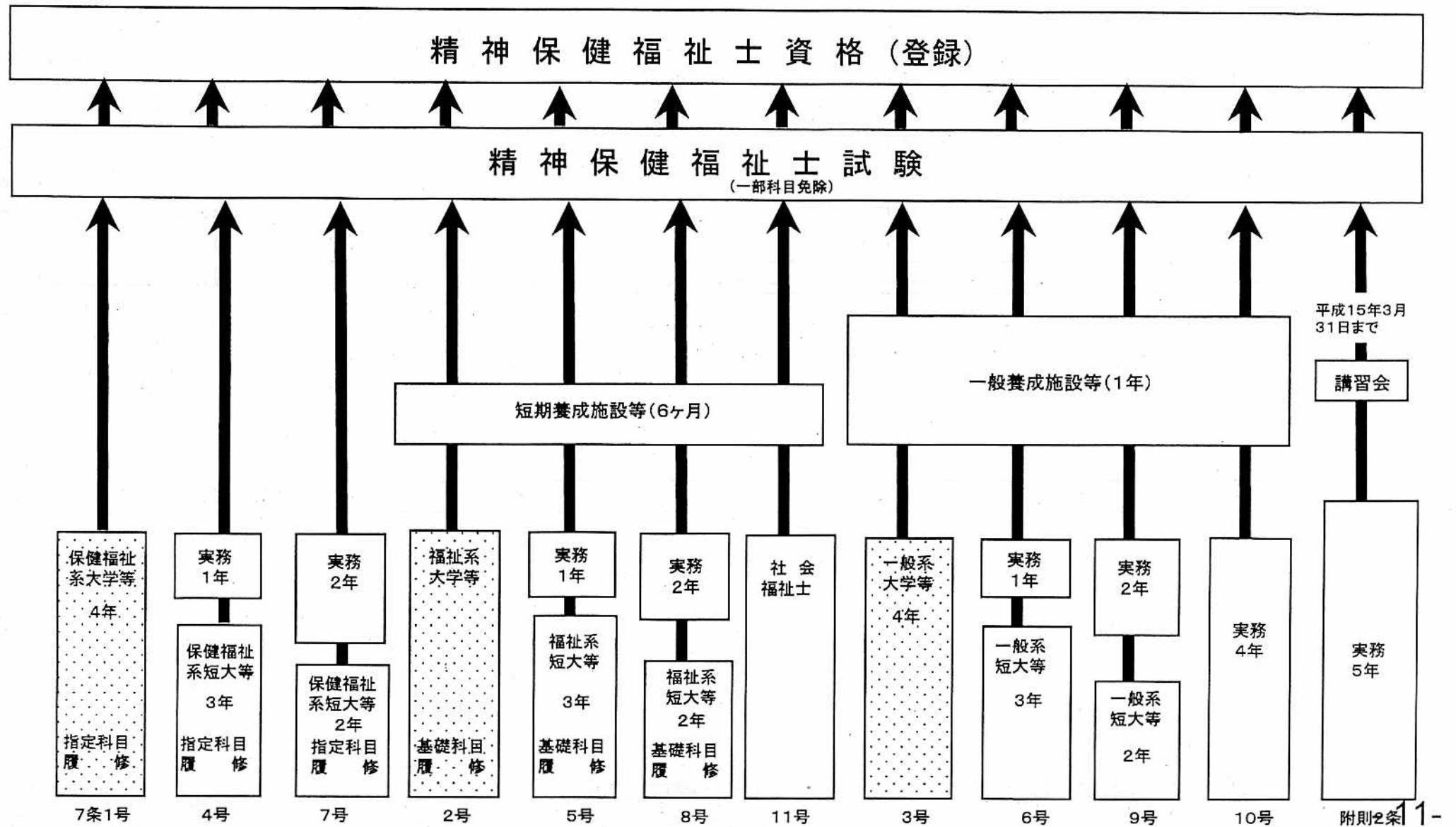
精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

67,896人(平成27年3月末現在)

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	第10回 (19年度)	第11回 (20年度)	第12回 (21年度)	第13回 (22年度)	第14回 (23年度)	第15回 (24年度)	第16回 (25年度)	第17回 (26年度)	合計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	105,379
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,082	4,149	4,402	70,569
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	—

資格取得方法



精神保健福祉士におけるカリキュラム

科 目	時 間 数	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
人体の構造と機能及び疾病（※1）		3 0
心理学理論と心理的支援（※1）		3 0
社会理論と社会システム（※1）		3 0
現代社会と福祉		6 0
地域福祉の理論と方法		6 0
社会保障		6 0
低所得者に対する支援と生活保護制度		3 0
福祉行政財政と福祉計画		3 0
保健医療サービス		3 0
権利擁護と成年後見制度		3 0
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		3 0
精神疾患とその治療	6 0	6 0
精神保健の課題と支援	6 0	6 0
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		3 0
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	3 0	3 0
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	1 2 0	1 2 0
精神保健福祉に関する制度とサービス	6 0	6 0
精神障害者の生活支援システム	3 0	3 0
精神保健福祉援助演習（基礎）		3 0
精神保健福祉援助演習（専門）（※2）	6 0	6 0
精神保健福祉援助実習指導	9 0	9 0
精神保健福祉援助実習	2 1 0	2 1 0
合 計	7 2 0	1, 2 0 0

※1 大学等においては、当該3科目のうち1科目を選択。

※2 「精神保健福祉援助演習（専門）」の科目に「児童虐待」の演習を含む。

保健師の概要

1 保健師の定義

この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。(保健師助産師看護師法第2条)

2 資格取得方法

- ① 文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修める
 - ② 都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業
- のいずれかにより保健師国家試験の受験資格を取得し、国家試験に合格し、登録することが必要である。
保健師免許の付与にあたっては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格が必要である。

3 国家試験の概要

- 形態
年1回の筆記試験(2月の下旬に実施)
- 試験の実施状況(平成27年実施の第101回試験結果)
受験者数16,622人、合格者数16,517人(合格率99.4%)
- 筆記試験の科目
公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

4 保健師学校養成所及び1学年定員

平成27年4月1日時点

保健師学校養成所:252校(課程) 8840 名

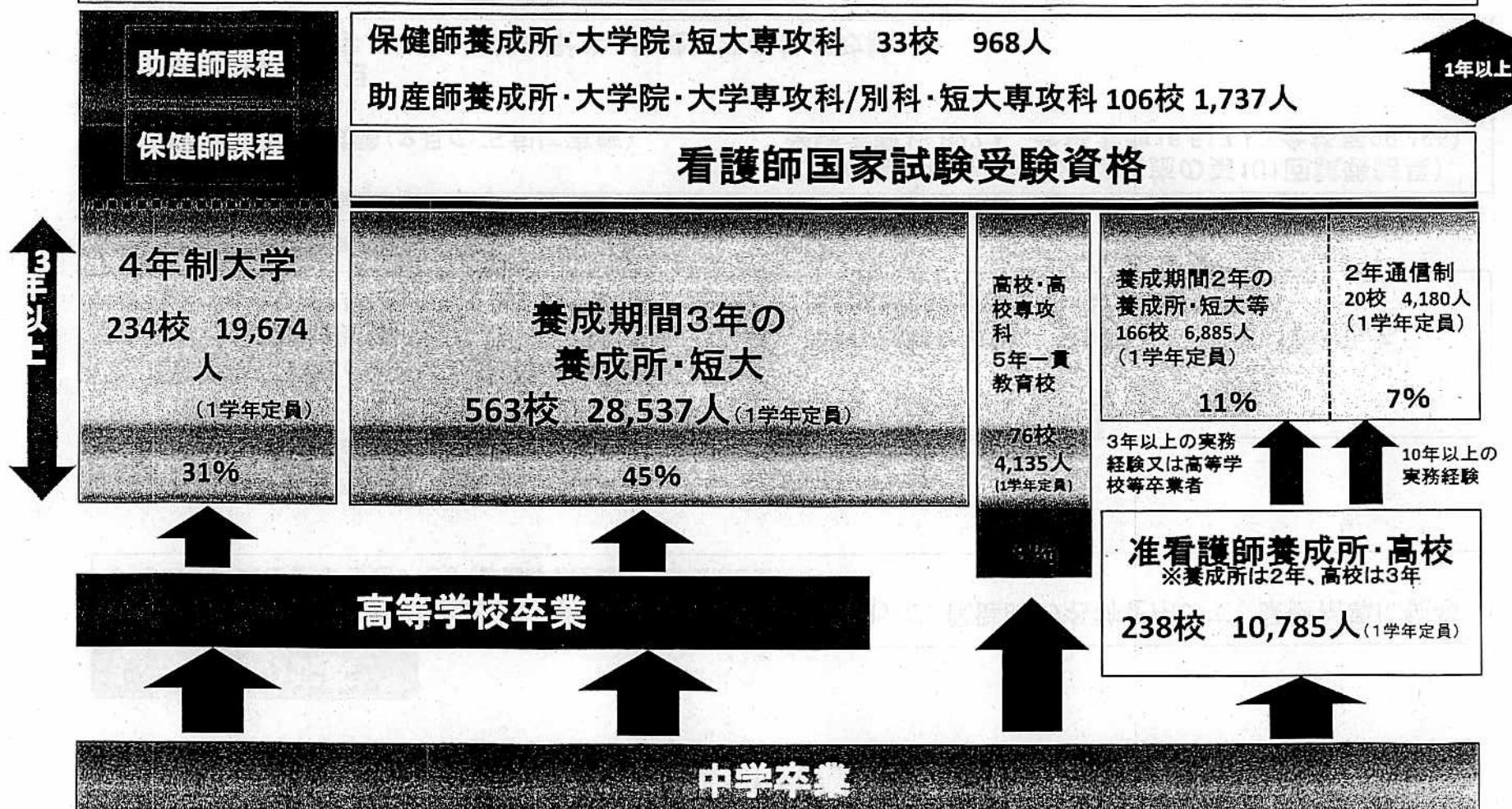
- うち、 ○ 大学院:7課程 37名
- 短期大学専攻科:5課程 135名
- 大学:219課程 7958名
- 養成所:21校 710名

看護教育制度図(概念図)

平成27年合格者数

看護師 54,871人
助産師 2,034人
保健師 16,517人

保健師・助産師国家試験受験資格



※学校養成所数、1学年定員は平成26年4月現在 出典：「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」（厚生労働省）²

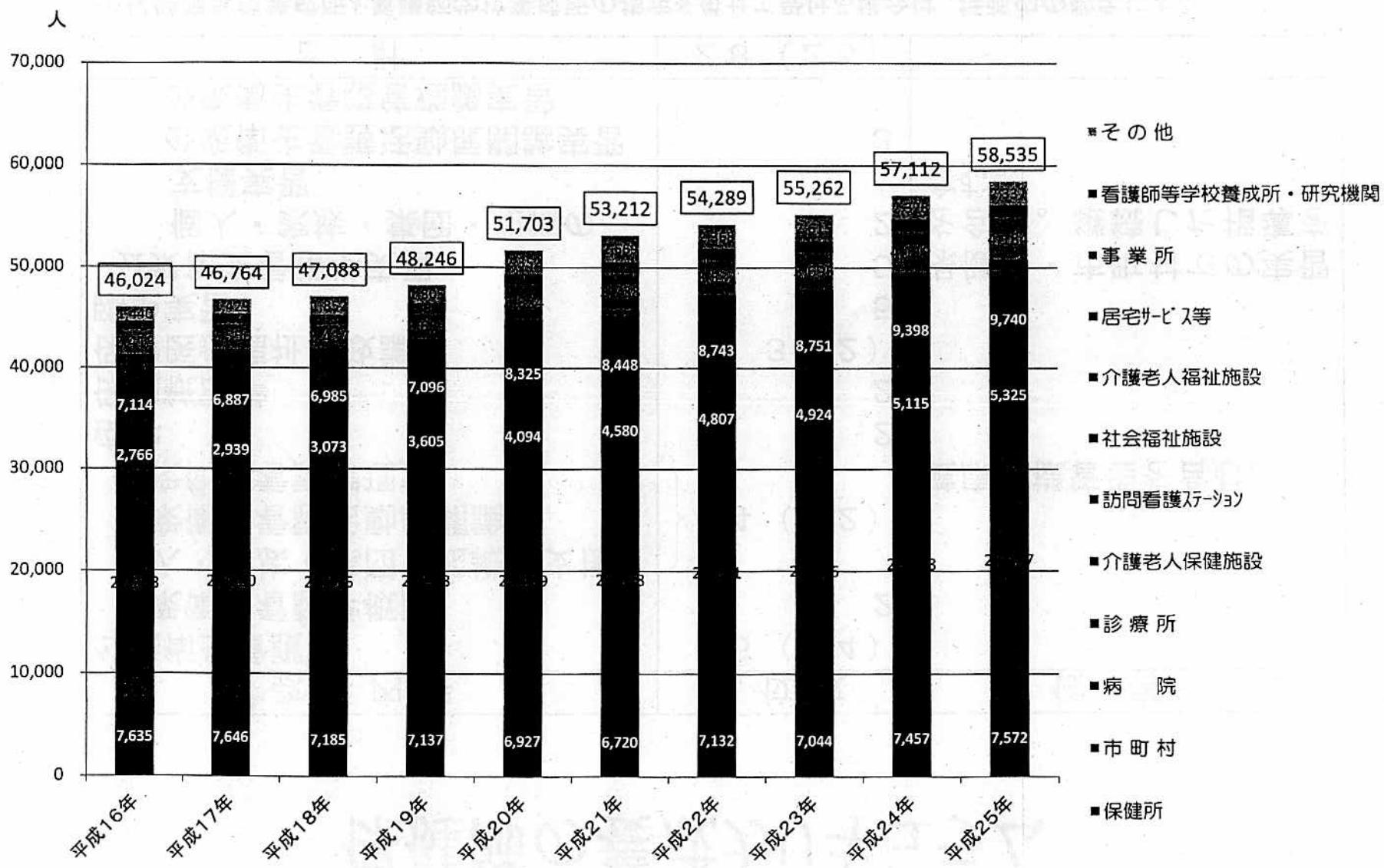
保健師の養成カリキュラム

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	16 (14)	
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援		
公衆衛生看護活動展開論	14 (12)	
公衆衛生看護管理論		健康危機管理を含む。
疫学	2	
保健統計学	2	
保健医療福祉行政論	3 (2)	
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村での実習を含む。継続した指導を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
公衆衛生看護活動展開論実習	3	
公衆衛生看護管理論実習		
合 計	28 (25)	

※保健師学校養成所と看護師学校養成所の指定を併せて受ける場合は、括弧内の数字による。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抜粋）
(昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号)

保健師の就業場所別就業者数



介護支援専門員（ケアマネジャー）の概要

参考

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

（1）定義

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

（2）要件等

- ①保健医療福祉分野での実務経験（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）が5年以上ある者等が、②都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、③都道府県が実施する介護支援専門員実務研修の課程を修了し、④都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた場合に、ケアマネジャーとなることができる。

ケアマネジャー（介護支援専門員）の業務内容等

（1）業務

要介護者や要支援者からの相談を受け、ケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整等や、入所を要する場合の介護保険施設への紹介等を行う。

（2）配置される事業所

居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）等

（3）ケアプランの位置づけ

市町村にあらかじめ届け出た上で、ケアマネジャーによって作成されたケアプランに基づき、居宅サービス等の提供を受ける場合、1割の自己負担を払うことでサービスを受けることが可能（現物給付化）。

※ 利用者自身が作成したケアプラン（いわゆるセルフケアプラン）をあらかじめ市町村に届け出た場合も、現物給付化される。

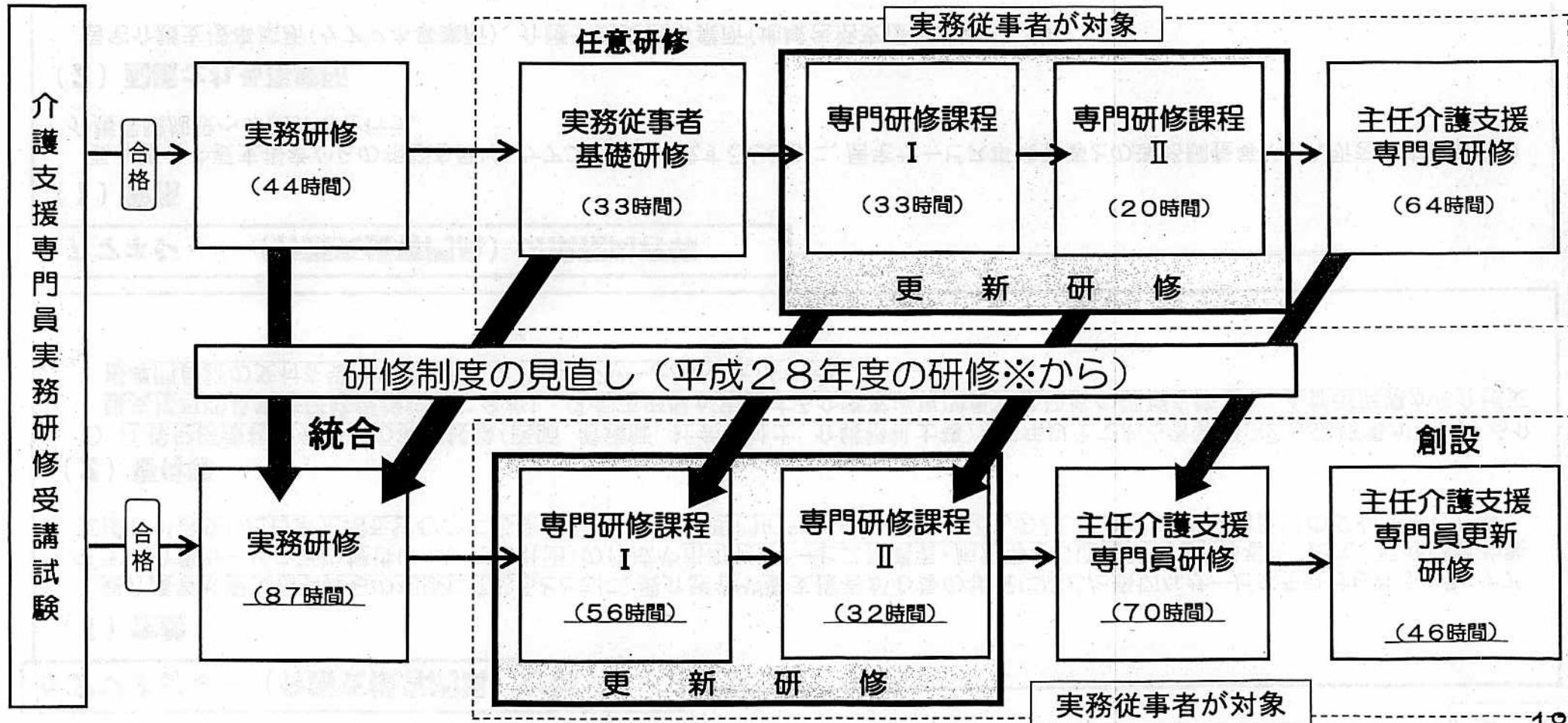
（4）ケアプラン作成に当たっての利用者負担：利用者負担はない。

* 要支援者は、地域包括支援センター等が作成するケアプランに基づいてサービス提供を受けなければ、保険給付がなされない。ただし、要支援者も、いわゆるセルフケアプランをあらかじめ市町村に届け出た上で、当該市町村が適当と認めたときは、保険給付がなされる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度について

参考

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を下図のとおり見直したところ。
- 介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を新たに創設。



* 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

兒童相談所關係資料

児童相談所関係資料

【目 次】

児童相談所の概要	1	児童心理司の概要	19
児童相談所に配置されている主な職種	2	児童心理司の配置状況	20
標準的な児童相談所の組織体制	3	児童福祉司及び児童心理司の勤務年数	21
虐待相談対応件数と児童相談所の体制	4	教育・訓練・指導担当児童福祉司の概要	22
児童福祉司の概要	5	教育・訓練・指導担当児童福祉司の配置状況	23
児童福祉司の配置状況	6	児童相談所における保健師の概要	24
都道府県別児童福祉司の管轄人口	7	保健師の配置状況	25
児童福祉司の任用資格取得過程	8	児童相談所における介入機能と支援機能の分離 状況	26
児童福祉司の任用要件	9	一時保護所の概要	27
児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定 める指定講習会	10	児童相談所での所内一時保護の状況	28
児童福祉司の各任用区分の人数	11	児童虐待による一時保護委託の状況	29
都道府県知事の指定する養成校及び講習会	13	一時保護所の現状	30
都道府県知事の指定する養成校及び講習会の 教育内容	14	都道府県等別一時保護所での平均在所日数	31
児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定 める指定施設	15	児童福祉法第28条及び第33条の7の件数	32
児童福祉司に係る児童福祉法関係法令	17	臨検、捜索に至る手続き	33
		児童虐待相談の対応件数の推移	34

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国208か所(平成27年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10,738人(平成27年4月1日現在)

(内訳)	・ 児童福祉司 2,934人	・ 児童心理司 1,293人
	・ 精神科医 311人	等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐるみ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童相談所に配置されている主な職種について

職種	職員数(※)	根拠規定
所長	208	児童福祉法第12条の2第1項、第2項
次長	189	児童相談所運営指針
スーパーバイザー(※1)	700	児童相談所運営指針
児童福祉司(※2)	2, 388	児童福祉法第13条第1項、第2項
受付相談員	398	児童相談所運営指針
電話相談員	371	児童相談所運営指針
児童心理司(※2)	1, 189	児童相談所運営指針
心理療法担当職員	125	児童相談所運営指針
保健師	86	児童相談所運営指針
精神科医師	311	児童相談所運営指針
小児科医師	136	児童相談所運営指針
理学療法士	9	児童相談所運営指針
臨床検査技師	3	児童相談所運営指針
その他	4, 625	
計	10, 738	

※ 平成27年4月1日現在の人数

※1 スーパーバイザーは、児童福祉司、児童心理司等を含む。

※2 児童福祉司又は児童心理司は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司又は児童心理司の発令を受けている者を含まない。

標準的な児童相談所の組織体制

[人口150万人以上の方公共団体の
中央児童相談所の場合の例]

1. 総務部門の業務

- (1) 所属職員の人事及び給与に関する事
- (2) 公文書類の收受、発送及び保存に関する事
- (3) 公印の管守に関する事
- (4) 物品会計事務に関する事
- (5) 施設の維持管理に関する事
- (6) 全体的事業の企画、普及に関する事
- (7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関する事
- (8) その他他部門に属しない事

2. 相談・指導部門の業務

- (1) 相談の受付
- (2) 受理会議の実施とその結果の対応
- (3) 調査、社会診断及び指導
- (4) 相談業務全般についての連絡調整
- (5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
- (6) 一時保護手続
- (7) 児童福祉施設等又は里親等に措置した後の家庭指導等
- (8) 相談業務の企画に関する事
- (9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行う事

3. 判定・指導部門の業務

- (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
- (2) 判定会議の実施とその結果の対応
- (3) 判定に基づく援助指針の立案
- (4) 一時保護している子どもの健康管理の援助
- (5) 療育手帳、各種証明書等
- (6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行う事

4. 措置部門の業務

- (1) 援助方針会議の実施とその結果の対応
- (2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
- (3) 措置事務、措置中の状況把握
- (4) 障害児入所施設利用給付決定に関する事務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計

5. 一時保護部門の業務

- (1) 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施
- (2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
- (3) 観察会議の実施とその結果の対応
- (4) 一時保護している子どもの健康管理

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成26年度の状況

- ・児童虐待相談対応件数 88,931件(速報値)

児童相談所と児童福祉司

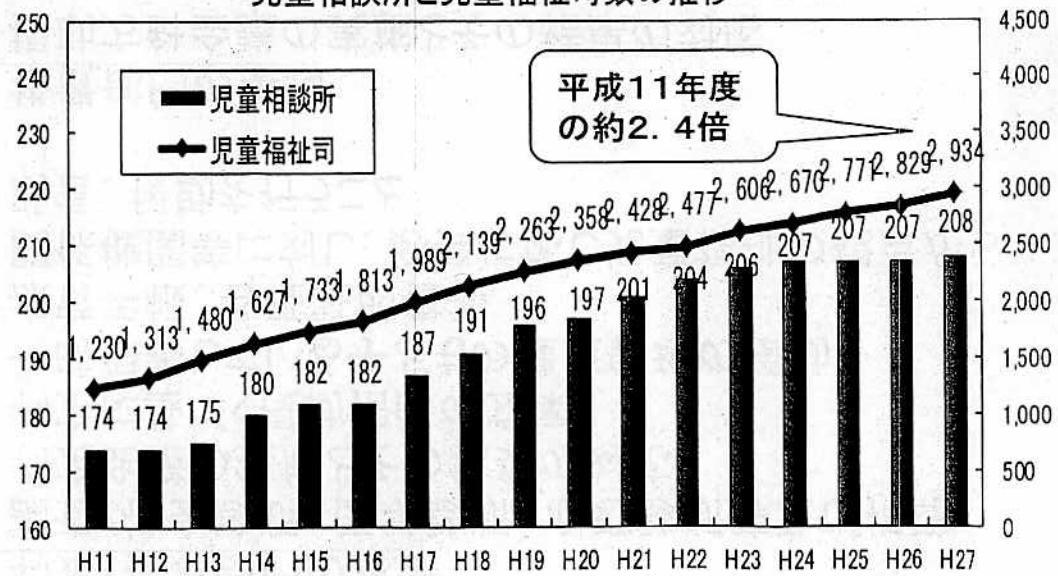
	平成11年度	平成27年度
児童相談所設置自治体	59自治体	→ 69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	→ 208か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	→ 2,934人 (約2.4倍)

児童虐待相談対応件数の推移



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所と児童福祉司数の推移



児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならぬ。
(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第2項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 人数等

- 全国の児童相談所(一時保護所含む)に 2,934名(平成27年4月1日現在)配置されている。
- 児童福祉法施行令第3条により、児童福祉司の担当区域は、人口おおむね4万から7万までを標準として定めるものとされている。

平成27年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
北海道	74	73	▲ 1
青森県	31	35	4
岩手県	28	28	0
宮城県	35	34	▲ 1
秋田県	23	25	2
山形県	20	20	0
福島県	37	40	3
茨城県	52	52	0
栃木県	43	45	2
群馬県	34	39	5
埼玉県	134	132	▲ 2
千葉県	109	120	11
東京都	200	209	9
神奈川県	60	70	10
新潟県	41	41	0
富山県	19	17	▲ 2
石川県	17	17	0
福井県	16	15	▲ 1
山梨県	17	18	1
長野県	41	41	0
岐阜県	38	38	0
静岡県	46	46	0
愛知県	123	127	4
三重県	44	39	▲ 5
滋賀県	33	35	2
京都府	37	37	0
大阪府	146	152	6
兵庫県	77	81	4
奈良県	26	22	▲ 4
和歌山県	25	25	0
鳥取県	19	19	0
島根県	16	21	5
岡山県	26	29	3
広島県	37	36	▲ 1
山口県	32	33	1

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

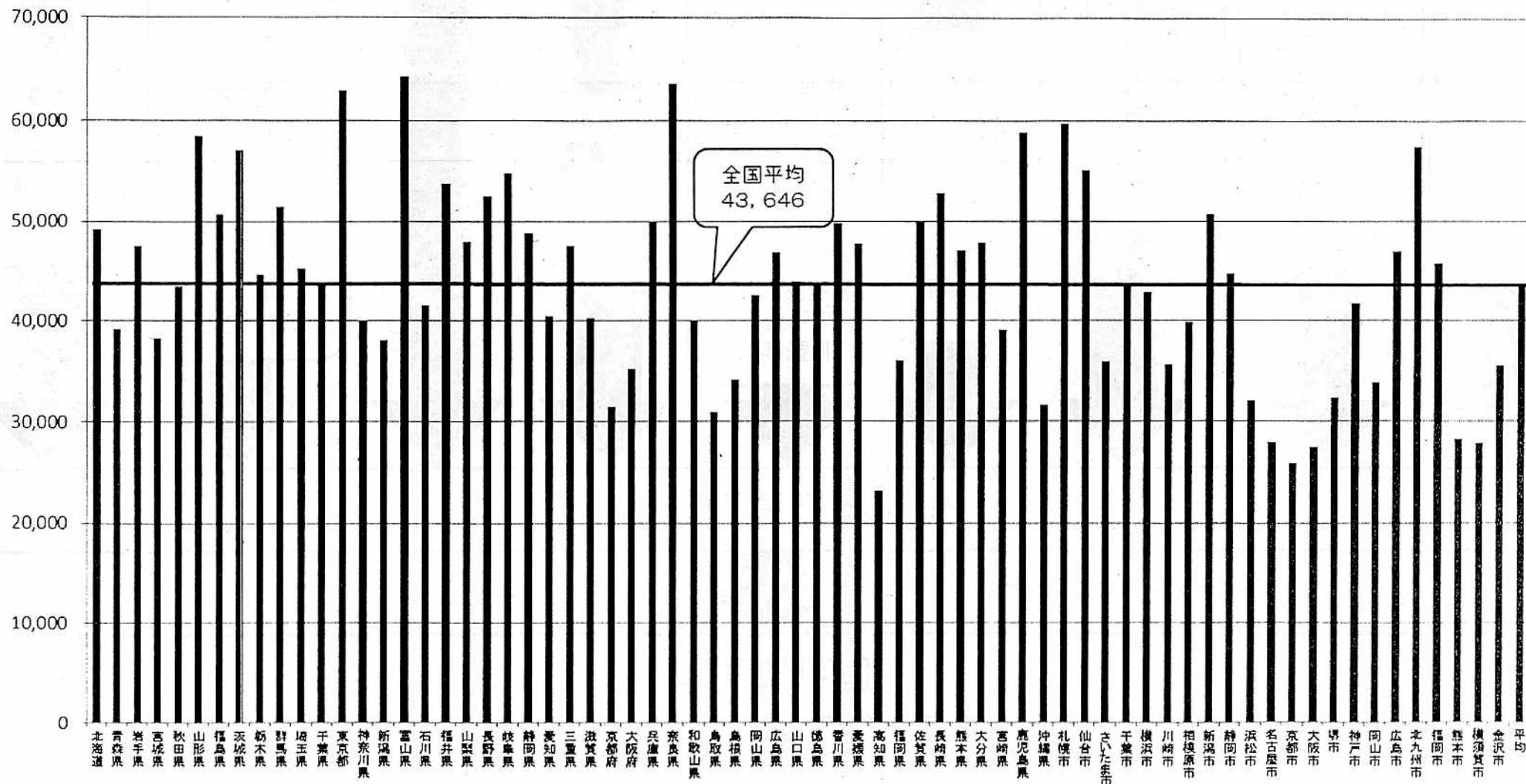
	児童福祉司の配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
徳島県	18	18	0
香川県	17	20	3
愛媛県	29	30	1
高知県	29	33	4
福岡県	70	73	3
佐賀県	16	17	1
長崎県	28	27	▲ 1
熊本県	23	23	0
大分県	19	25	6
宮崎県	27	29	2
鹿児島県	27	29	2
沖縄県	42	44	2
札幌市	30	32	2
仙台市	19	19	0
さいたま市	30	34	4
千葉市	20	22	2
横浜市	84	86	2
川崎市	33	40	7
相模原市	17	18	1
新潟市	17	16	▲ 1
静岡市	16	16	0
浜松市	23	25	2
名古屋市	74	81	7
京都市	57	57	0
大阪市	99	97	▲ 2
堺市	31	26	▲ 5
神戸市	35	37	2
岡山市	20	21	1
広島市	25	25	0
北九州市	17	17	0
福岡市	30	32	2
熊本市	25	26	1
横須賀市	13	15	2
金沢市	13	13	0
合計	2,829	2,934	105

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】6

平成27年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第3条に定める児童福祉司の配置標準(4~7万)を満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4~7万 45自治体
4万未満 24自治体

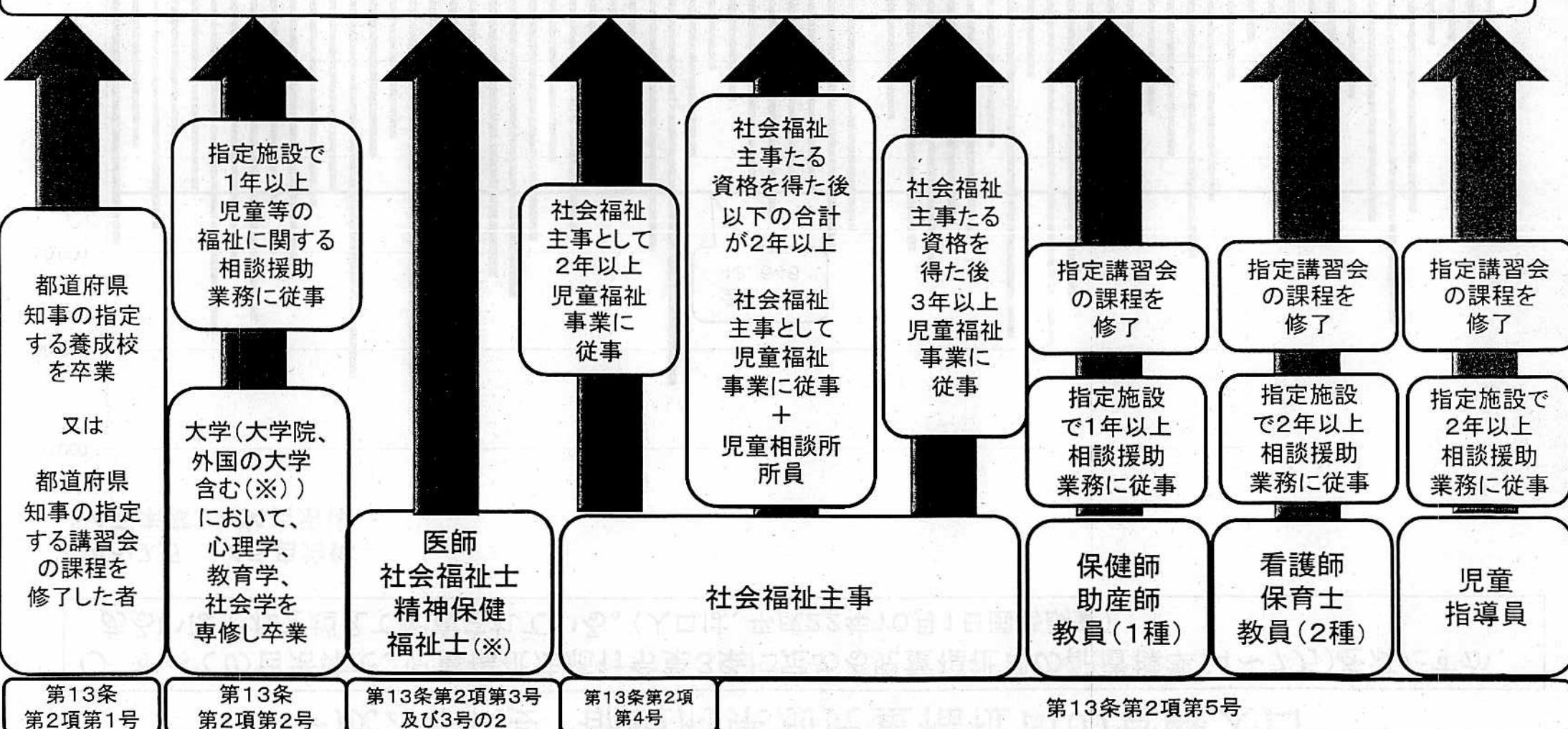


児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第2項第5号に該当。

児童福祉法第13条第2項第5号に定める児童福祉司の任用要件

	基礎資格	指定施設等での必要な 実務経験年数	指定 講習会
1	大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程で単位を修得し、大学院への入学を認められた者	相談援助業務 1年	—
2	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務 1年	—
3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務 1年	—
4	社会福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—
5	精神保健福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—
6	保健師	相談援助業務 1年	○
7	助産師	相談援助業務 1年	○
8	看護師	相談援助業務 2年	○
9	保育士	相談援助業務 2年	○
10	教員免許保有者	相談援助業務 1年	○
10	教員免許保有者(二種)	相談援助業務 2年	○
11	社会福祉主事たる資格を得ている者	イ 社会福祉主事として 児童福祉事業に従事 ロ 児童相談所の所員 合計 2年	—
12	社会福祉主事たる資格を得ている者	児童福祉事業 3年	—
13	児童指導員【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定】	相談援助業務 2年	○

児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定める指定講習会(法第13条第2項第5号)

都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であって、次の要件を満たすものとする。

- ①講義及び演習により行うものであること。
- ②修業期間は、おおむね3月以内であること。
- ③講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ④別表に定める科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑤講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

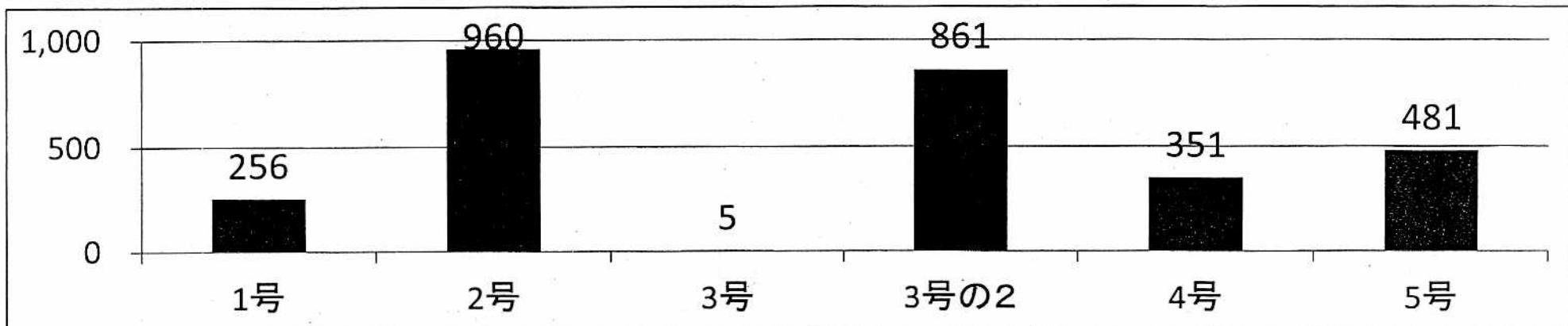
(別表)

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

児童福祉司の各任用区分の人数

児福法第13条第2項	内容	人数	割合
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	256	8.8%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	960	32.9%
3号	医師	5	0.2%
3号の2	社会福祉士	861	29.5%
4号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者	351	12.0%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	481	16.5%
計		2,914	100%



※平成27年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く）
※割合については、小数点第2を四捨五入しているため合計が100%にならない。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分																	
	1号	2号	3号	3号の2	4号	5号	計		1号	2号	3号	3号の2	4号	5号	計											
北海道		33	45.2%	1	1.4%	6	8.2%	14	19.2%	19	26.0%	73	徳島県		7	38.9%		1	5.6%	8	44.4%	2	11.1%	18		
青森県	1	2.9%	2	5.7%		2	5.7%	28	80.0%	2	5.7%	36	香川県	2	10.0%	11	55.0%		5	25.0%		2	10.0%	20		
岩手県		10	35.7%		7	25.0%	5	17.9%	6	21.4%	28	愛媛県								16	53.3%	14	46.7%	30		
宮城県	1	3.0%	13	39.4%		7	21.2%	3	9.1%	9	27.3%	36	高知県	6	18.2%	8	24.2%		14	42.4%		5	15.2%	33		
秋田県	2	8.0%						22	88.0%	1	4.0%	25	福岡県	12	16.4%	25	34.2%		1	1.4%	13	17.8%	22	30.1%	73	
山形県		12	60.0%		5	25.0%	3	15.0%			20	佐賀県	13	76.5%	1	5.9%		1	5.9%		2	11.8%	17			
福島県	1	2.5%	23	57.5%		8	20.0%	2	5.0%	6	15.0%	40	長崎県			11	40.7%		15	55.6%	1	3.7%		27		
茨城県	2	3.8%	20	38.5%		14	26.9%	3	5.8%	13	25.0%	52	熊本県	3	13.0%	4	17.4%		6	26.1%	6	26.1%	4	17.4%	23	
栃木県	2	4.8%	4	9.5%						36	85.7%	42	大分県	6	24.0%	3	12.0%		6	24.0%	7	28.0%	3	12.0%	25	
群馬県	14	35.9%	4	10.3%		6	15.4%	4	10.3%	11	28.2%	39	宮崎県	2	6.9%	15	51.7%	2	6.9%	6	20.7%	3	10.3%	1	3.4%	29
埼玉県		45	34.1%		79	59.8%	8	6.1%			132	鹿児島県			3	10.3%		1	3.4%	23	79.3%	2	6.9%	29		
千葉県	17	14.9%	70	61.4%		19	16.7%			8	7.0%	14	沖縄県			22	50.0%		21	47.7%	1	2.3%		44		
東京都	7	3.3%	26	12.4%		45	21.5%	5	2.4%	126	60.3%	269	札幌市			19	59.4%		8	25.0%		5	15.6%	32		
神奈川県		70	100.0%									仙台市	1	5.3%	3	15.8%		9	47.4%	6	31.6%		19			
新潟県		41	100.0%									さいたま市	6	17.6%	2	5.9%		23	67.6%	3	8.8%		34			
富山県		12	70.6%							5	29.4%	7	千葉市			4	18.2%		8	36.4%	10	45.5%		22		
石川県	5	29.4%	5	29.4%		6	35.3%			1	5.9%	17	横浜市	13	15.1%	5	5.8%	2	2.3%	23	26.7%	33	38.4%	10	11.6%	86
福井県	1	6.7%	4	26.7%		8	53.3%	1	6.7%	1	6.7%	15	川崎市			2	5.0%		38	95.0%				40		
山梨県		2	12.5%		9	56.3%	5	31.3%			16	相模原市			3	16.7%		13	72.2%		2	11.1%	18			
長野県	2	4.9%	6	14.6%		24	58.5%	8	19.5%	1	2.4%	41	新潟市			2	12.5%		8	50.0%	3	18.8%	3	18.8%	16	
岐阜県	1	2.6%	23	60.5%		12	31.6%	2	5.3%			29	静岡市	8	50.0%				1	6.3%		7	43.8%	16		
静岡県	9	19.6%	22	47.8%		11	23.9%	1	2.2%	3	6.5%	46	浜松市	12	48.0%				9	36.0%		4	16.0%	25		
愛知県		57	44.9%		63	49.6%	5	3.9%	2	1.6%	12	名古屋市	17	21.0%	19	23.5%		35	43.2%	7	8.6%	3	3.7%	81		
三重県	10	25.6%	13	33.3%		5	12.8%	8	20.5%	3	7.7%	39	京都市			7	12.3%					50	87.7%	57		
滋賀県		10	28.6%		14	40.0%	6	17.1%	5	14.3%	35	大阪市	1	1.1%	41	45.1%		32	35.2%	9	9.9%	8	8.8%	91		
京都府	8	21.6%	6	16.2%		6	16.2%	6	16.2%	11	29.7%	37	堺市	2	8.0%				14	56.0%	9	36.0%		25		
大阪府	7	4.6%	104	68.4%		39	25.7%	1	0.7%	1	0.7%	152	神戸市						36	97.3%	1	2.7%		37		
兵庫県	1	1.2%	23	28.4%		25	30.9%	16	19.8%	16	19.8%	48	岡山市	10	47.6%	3	14.3%		8	38.1%				21		
奈良県	4	18.2%	12	54.5%		2	9.1%	4	18.2%			22	広島市	1	4.0%	6	24.0%		5	20.0%	12	48.0%	1	4.0%	25	
和歌山県	2	8.0%	9	36.0%		10	40.0%	4	16.0%			25	北九州市	13	76.5%				4	23.5%				17		
鳥取県		7	36.8%		10	52.6%	2	10.5%			19	福岡市	4	12.5%	1	3.1%		21	65.6%	2	6.3%	4	12.5%	32		
島根県	4	20.0%	7	35.0%		4	20.0%	1	5.0%	4	20.0%	20	熊本市	14	53.8%	2	7.7%		6	23.1%		4	15.4%	26		
岡山県	2	6.9%	9	31.0%		14	48.3%			4	13.8%	29	横須賀市	5	33.3%				10	66.7%				15		
広島県	1	2.8%	15	41.7%		6	16.7%			14	38.9%	36	金沢市	1	7.7%	6	46.2%		6	46.2%				13		
山口県		6	18.2%		1	3.0%	11	33.3%	15	45.5%	34	合計	256	8.8%	960	32.9%	5	0.2%	861	29.5%	351	12.0%	481	16.5%	2,914	

※平成27年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであつて児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く) ※割合については、小数点第2位を四捨五入。

都道府県知事の指定する養成校及び講習会(第13条第2項第1号)

国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所

(定員:25名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--	--------	--------	--------	--------	--------

修了者数	17	16	11	10	11
------	----	----	----	----	----

地方自治体就職者数(※1)	0	0	1	1	2
---------------	---	---	---	---	---

※1 過去5年の修了者のうち、地方自治体へ就職した者的人数（以下、同様）。

国立障害者リハビリテーションセンター学院 児童指導員科

(定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--	--------	--------	--------	--------	--------

修了者数	19	16	11	9	9
------	----	----	----	---	---

地方自治体就職者数(※1)	1	0	0	0	2
---------------	---	---	---	---	---

上智社会福祉専門学校 社会福祉士・児童指導員科

(定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--	--------	--------	--------	--------	--------

修了者数	28	35	39	37	28
------	----	----	----	----	----

地方自治体就職者数(※1)	4	0	2	2	0
---------------	---	---	---	---	---

社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司資格認定通信課程

(定員:200名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--	--------	--------	--------	--------	--------

修了者数	78	94	90	100	80
------	----	----	----	-----	----

※ なお、平成26年度受講申込時の勤務先は、都道府県・指定都市・中核市本庁(5名)、福祉事務所(7名)、市役所・町村役場(7名)、児童相談所(60名)、保健所(2名)

都道府県知事の指定する養成校及び講習会の教育内容(法第13条第2項第1号)

区分	科目等	時間数	
		養成校	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
	社会学	30	60
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1, 200	1, 281

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第2項第2号)

児童福祉法第13条第2項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)
又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する乳児院及び保育所

児童福祉法第十三条

- ① 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- ② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
- 三の二 社会福祉士
- 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

児童福祉法施行規則第六条

- 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
 - 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
 - 三 外国の大大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
 - 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二に規定する者を除く。）
 - 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
 - 六 保健師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
 - 七 助産師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 八 看護師であって、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 九 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあっては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上ある者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
 - 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
 - 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

児童福祉法施行令第三条の二

法第十三条第二項第一号の施設又は講習会(以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

児童福祉法施行規則第五条の二の二

令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。

(別表) 区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
	社会学	30	60
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1,200	1,281

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、児童心理司を置くことが標準とされている。

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童相談所運営指針）

- 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人 数

全国の児童相談所(一時保護所含む)に 1,293名(平成27年4月1日現在)配置されている。

平成27年度 児童心理司の配置状況について

	児童心理司の配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
北海道	38	39	1
青森県	19	19	0
岩手県	13	13	0
宮城県	23	21	▲ 2
秋田県	14	14	0
山形県	12	12	0
福島県	15	16	1
茨城県	23	22	▲ 1
栃木県	23	23	0
群馬県	23	23	0
埼玉県	39	41	2
千葉県	63	66	3
東京都	71	73	2
神奈川県	33	33	0
新潟県	10	10	0
富山県	8	8	0
石川県	15	15	0
福井県	8	8	0
山梨県	6	10	4
長野県	20	20	0
岐阜県	15	15	0
静岡県	21	21	0
愛知県	31	31	0
三重県	32	29	▲ 3
滋賀県	14	18	4
京都府	20	21	1
大阪府	45	46	1
兵庫県	48	48	0
奈良県	10	10	0
和歌山县	13	16	3
鳥取県	11	11	0
島根県	12	13	1
岡山県	26	17	▲ 9
広島県	15	16	1
山口県	15	16	1

	児童心理司の配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
徳島県	14	16	2
香川県	9	9	0
愛媛県	14	13	▲ 1
高知県	13	11	▲ 2
福岡県	21	24	3
佐賀県	10	9	▲ 1
長崎県	14	14	0
熊本県	11	13	2
大分県	18	18	0
宮崎県	16	17	1
鹿児島県	13	12	▲ 1
沖縄県	14	13	▲ 1
札幌市	16	18	2
仙台市	18	18	0
さいたま市	14	11	▲ 3
千葉市	16	19	3
横浜市	29	29	0
川崎市	13	18	5
相模原市	12	13	1
新潟市	5	5	0
静岡市	10	9	▲ 1
浜松市	12	12	0
名古屋市	19	20	1
京都市	17	18	1
大阪市	22	24	2
堺市	8	8	0
神戸市	13	20	7
岡山市	11	10	▲ 1
広島市	5	7	2
北九州市	5	5	0
福岡市	17	18	1
熊本市	14	15	1
横須賀市	8	9	1
金沢市	6	4	▲ 2
合計	1,261	1,293	32

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】20

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%
1～3年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%
3～5年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%
5～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%

児童心理司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1年未満	約9%	約11%	約13%	約11%	約13%
1～3年	約20%	約19%	約19%	約22%	約20%
3～5年	約17%	約16%	約16%	約17%	約16%
5～10年	約30%	約29%	約28%	約26%	約27%
10年以上	約25%	約25%	約24%	約24%	約25%

教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

1 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）を置くことが標準とされている。

2 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと。

3 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の要件(児童相談所運営指針)

相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者

4 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に469名（平成27年4月1日現在）配置されている。
- 児童相談所運営指針により、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置の標準は、児童福祉司おおむね5人つき1人とされている。

平成27年度 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイサーの配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0
青森県	2	2	0
岩手県	3	5	2
宮城県	9	7	▲2
秋田県	4	4	0
山形県	2	2	0
福島県	4	4	0
茨城県	8	8	0
栃木県	9	9	0
群馬県	8	8	0
埼玉県	31	29	▲2
千葉県	27	25	▲2
東京都	13	13	0
神奈川県	9	9	0
新潟県	8	8	0
富山県	2	2	0
石川県	0	0	0
福井県	2	2	0
山梨県	0	2	2
長野県	5	8	3
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	4	0
愛知県	17	18	1
三重県	7	3	▲4
滋賀県	7	8	1
京都府	4	4	0
大阪府	27	26	▲1
兵庫県	12	13	1
奈良県	7	4	▲3
和歌山县	4	7	3
鳥取県	4	5	1
島根県	5	8	3
岡山県	3	3	0
広島県	4	5	1
山口県	6	7	1

※スーパーバイザーナンバーについては、所長・次長等が兼務している場合を除く

	スーパーバイサーの配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイサーの配置員数 (27.4.1) B	対前年増減人員 (B-A)
徳島県	2	2	0
香川県	4	4	0
愛媛県	3	3	0
高知県	6	9	3
福岡県	11	11	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	7	8	1
熊本県	5	5	0
大分県	5	6	1
宮崎県	6	6	0
鹿児島県	3	3	0
沖縄県	10	10	0
札幌市	3	4	1
仙台市	2	2	0
さいたま市	3	5	2
千葉市	0	1	1
横浜市	16	18	2
川崎市	9	11	2
相模原市	5	5	0
新潟市	0	0	0
静岡市	3	4	1
浜松市	4	4	0
名古屋市	12	14	2
京都市	12	12	0
大阪市	15	16	1
堺市	2	6	4
神戸市	9	10	1
岡山市	1	1	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	0	0
福岡市	3	3	0
熊本市	5	5	0
横須賀市	2	3	1
金沢市	0	0	0
合計	441	469	28

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童相談所における保健師の概要

1 保健師の位置づけ

児童相談所運営指針により、中央児童相談所には、保健師を置くことが標準とされている。

2 保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所(一時保護所含む)に 86名(平成27年4月1日現在)配置されている。

※配置されている児童相談所数 63か所／208か所

平成27年度 保健師の配置状況について

	保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B-A)
北海道	0	0	0
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	2	2	0
秋田県	1	1	0
山形県	1	1	0
福島県	0	0	0
茨城県	3	3	0
栃木県	0	0	0
群馬県	7	7	0
埼玉県	0	0	0
千葉県	0	0	0
東京都	6	3	▲3
神奈川県	5	5	0
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	2	3	1
福井県	0	0	0
山梨県	2	2	0
長野県	2	2	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	4	0
愛知県	0	0	0
三重県	6	2	▲4
滋賀県	1	1	0
京都府	0	1	1
大阪府	2	2	0
兵庫県	0	0	0
奈良県	1	1	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	3	3	0
島根県	1	0	▲1
岡山県	4	3	▲1
広島県	0	0	0
山口県	1	1	0

	保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B-A)
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	1	0	▲1
高知県	1	1	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	1	1	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	0	0
大分県	1	1	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	1	1	0
沖縄県	0	0	0
札幌市	4	0	▲4
仙台市	2	2	0
さいたま市	0	1	1
千葉市	1	1	0
横浜市	15	15	0
川崎市	3	3	0
相模原市	2	2	0
新潟市	0	0	0
静岡市	1	1	0
浜松市	1	0	▲1
名古屋市	0	0	0
京都市	0	0	0
大阪市	2	2	0
堺市	1	1	0
神戸市	2	2	0
岡山市	1	1	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	0	0
福岡市	3	3	0
熊本市	0	0	0
横須賀市	1	1	0
金沢市	0	0	0
合計	98	86	▲12

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況 (H27.4.1 208か所)

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ① 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。 | 64% |
| ② 緊急介入とその後の支援で担当を分けている | 21% |
| ③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている | 15% |

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ・虐待対応チーム(班)を設置し、受理、初期対応から援助方針の決定までを虐待対応チーム(班)が対応し、その後の支援を地区担当が対応。
- ・課で担当を分け、緊急介入は初期対応担当課が対応し、その後の支援を地区担当課が対応。
- ・係で担当を分け、緊急介入は初期対応担当係が対応し、その後の支援は地区担当係が対応。
- ・児童虐待通告に関する調査、一時保護等の初期対応を行う虐待班、在宅指導、施設入所及び里親委託児童を担当する地域班、被虐待児の心理的ケア及び保護者指導等を行う心理支援係に分け、専門性・特徴を活かした援助を行う。

実施自治体が考えるメリット・デメリット

《メリット》

- ・迅速な初動体制が確立できる。担当者の負担軽減。
- ・担当者が変わることにより、保護者の児童相談所に対する感情が落ち着き、その後の支援がしやすい。
- ・危機介入や重篤事案に特化した虐待対応が出来る。

《デメリット》

- ・担当者を引き継ぐタイミングが難しい。
- ・担当者によって対応の差異が生じることがある。保護者との関係の作りなおし。
- ・児童福祉司が初期対応の仕方を身につけることができない。

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に135か所(平成27年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

補助率：国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2
27年度予算額：児童入所施設措置費等107, 612, 963千円の内数

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 畜児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

5 対応件数（一時保護所内保護件数）

(平成25年度件数)

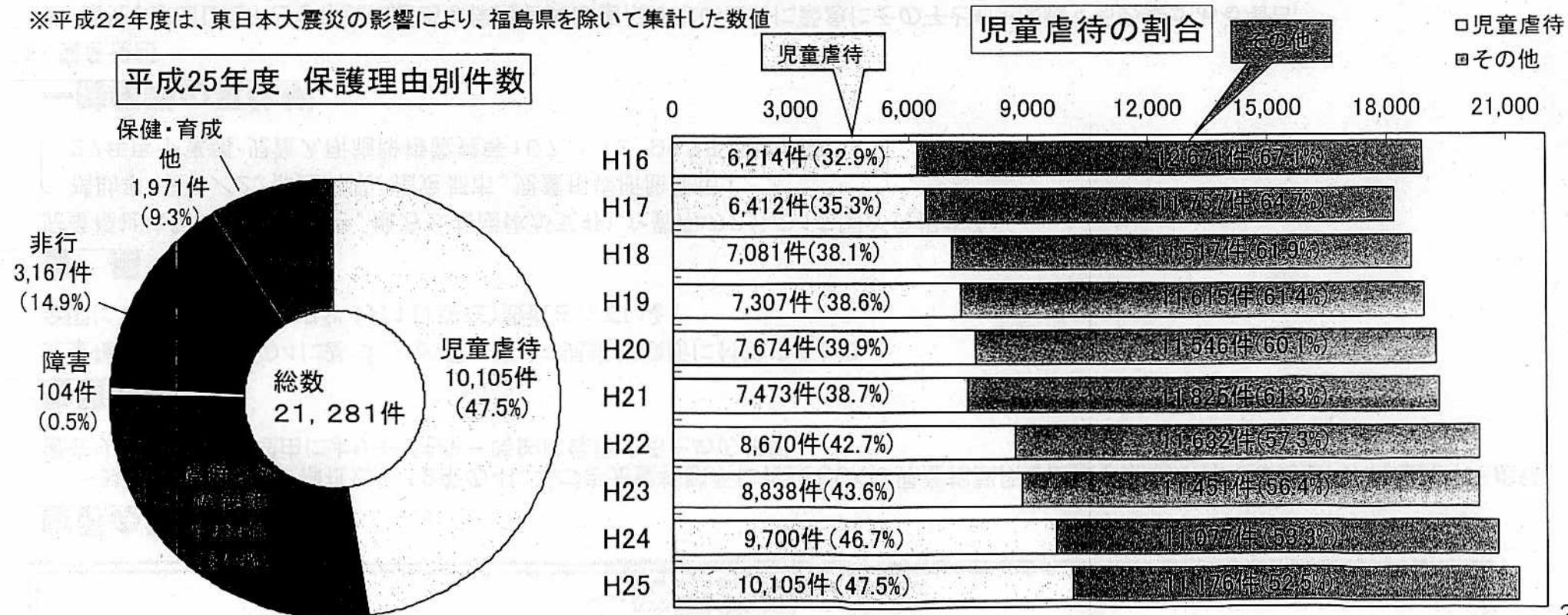
総 数	養 護 (うち、虐待)	障 害	非 行	育 成	その他
21, 281	16, 039 (10, 105)	104	3, 167	1, 775	196

児童相談所での所内一時保護の状況

- 平成25年度の一時保護所内の一時保護件数は21,281件であり、保護理由については、「児童虐待」が47.5%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が27.9%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総 数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



児童虐待による一時保護委託の状況

- 平成25年度の児童虐待が理由の一時保護委託件数は5,382件であり、児童虐待を理由とする一時保護総数の約3割を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,132件と約6割を占めている。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保護所内	7,307 [69.2%]	7,674 [70.6%]	7,473 [70.0%]	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]
一時保護委託	3,255 [30.8%]	3,195 [29.4%]	3,209 [30.0%]	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]
児童養護施設	1,480(45.5%)	1,405(44.0%)	1,334(41.6%)	1,807(45.1%)	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)
乳児院	545(16.7%)	599(18.7%)	623(19.4%)	826(20.6%)	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)
児童自立支援施設	26(0.8%)	33(1.0%)	20(0.6%)	38(0.9%)	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	59(1.8%)	50(1.6%)	52(1.6%)	67(1.7%)	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)
障害児関係施設	138(4.2%)	193(6.0%)	203(6.3%)	226(5.6%)	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)
その他社会福祉施設	44(1.4%)	70(2.2%)	120(3.7%)	136(3.4%)	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)
警察等	127(3.9%)	127(4.0%)	112(3.5%)	101(2.5%)	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)
里親	302(9.3%)	349(10.9%)	376(11.7%)	436(10.9%)	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)
その他	534(16.4%)	369(11.5%)	369(11.5%)	366(9.1%)	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)
一時保護総数	10,562	10,869	10,682	12,673	13,251	14,891	15,487

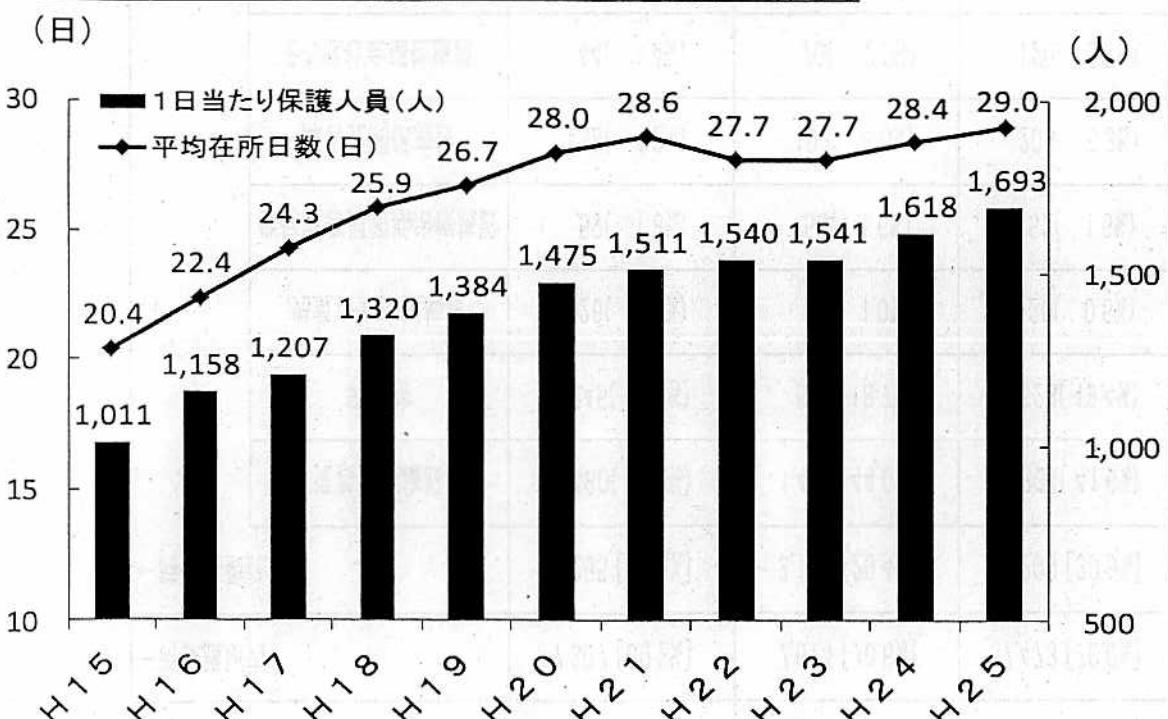
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の現状について

【1日当たり保護人員及び平均在所日数】

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

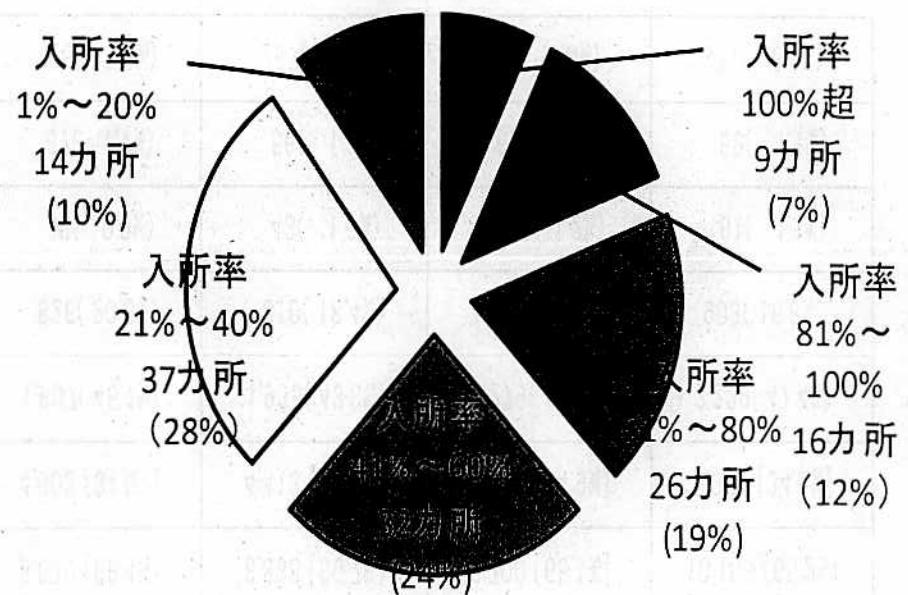


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

【年間平均入所率】

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H26.1～12の一時保護所(134カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

(参考)

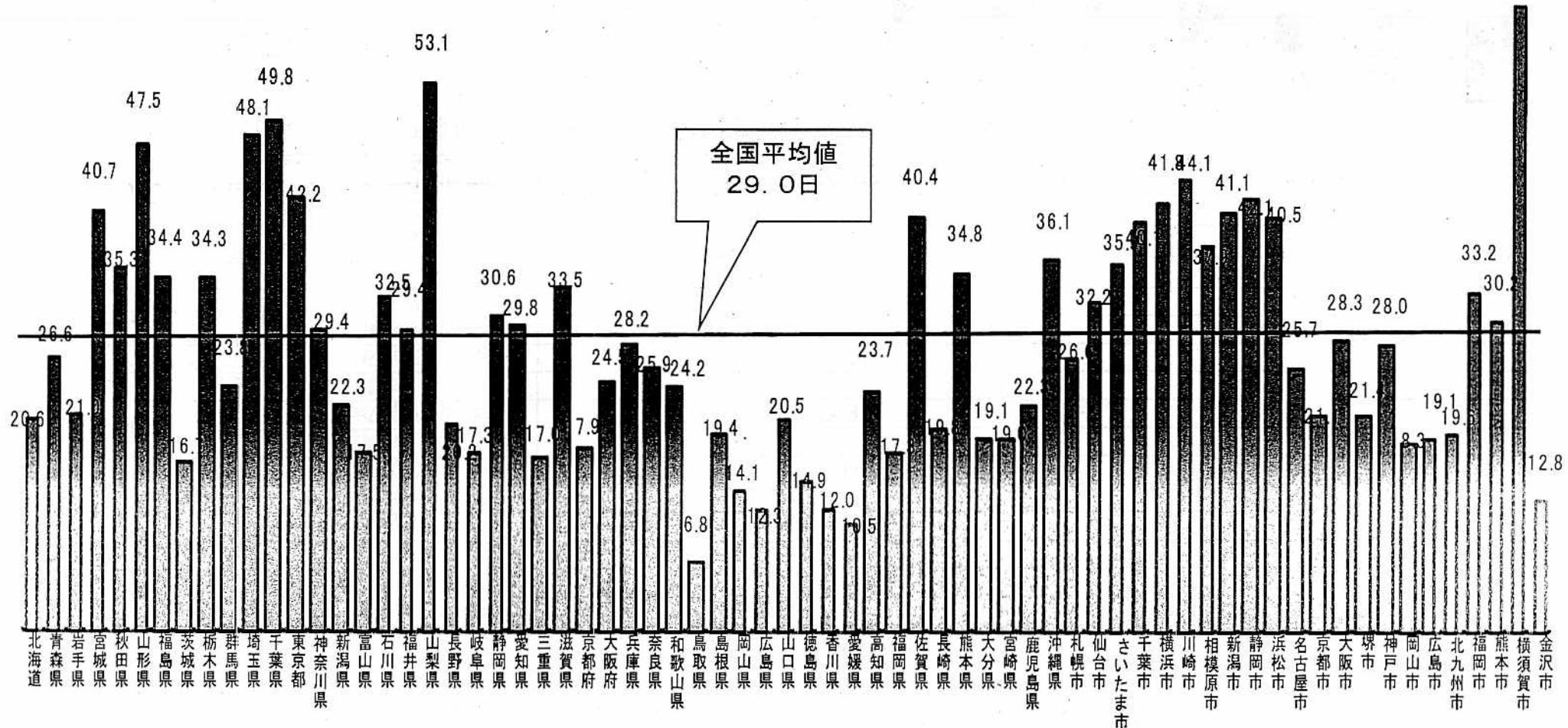
都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数／年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.0日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

61.2

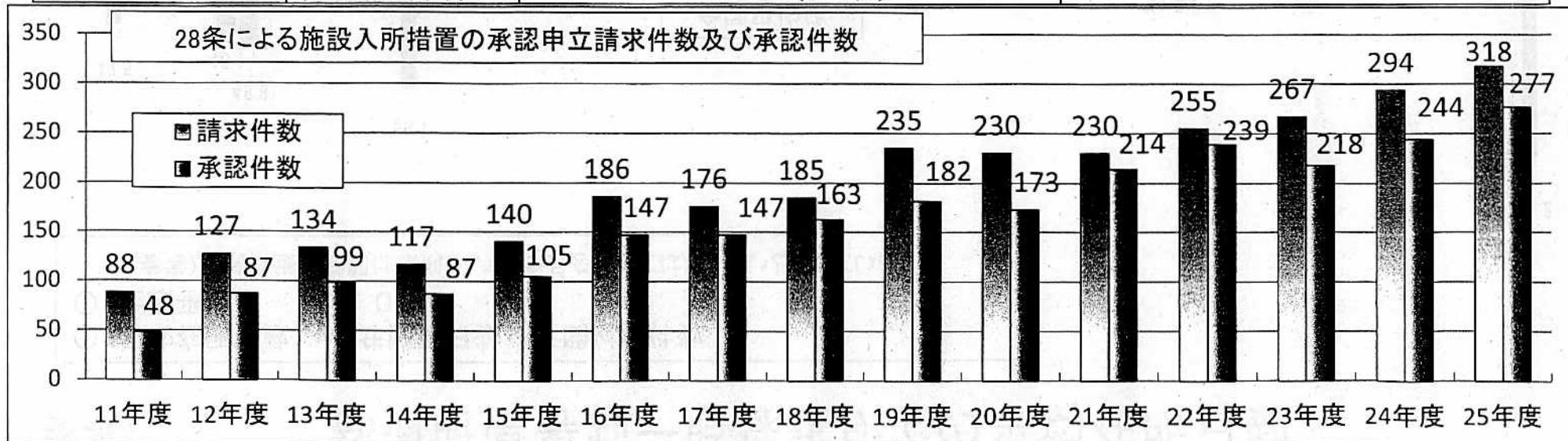


【出典】 福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成25年度]

児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失等請求)の件数

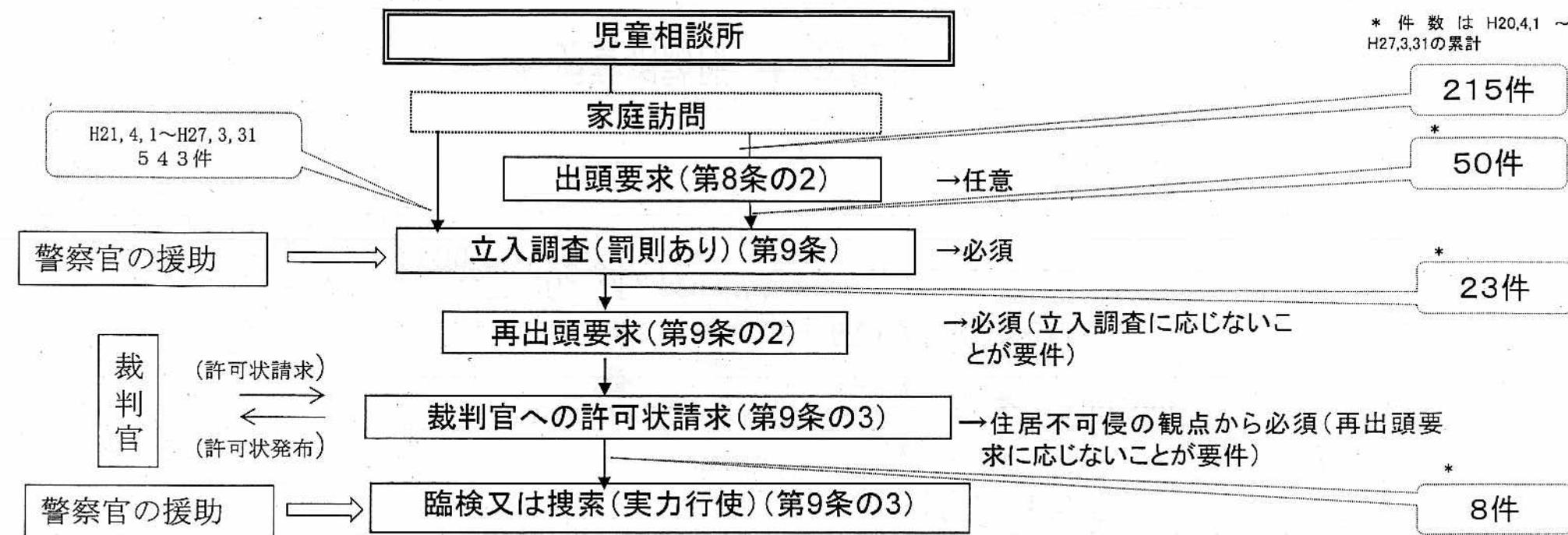
- 平成25年度の28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は318件、承認件数は277件である。
- 平成24年度から、33条の7により、親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失宣告の請求が可能となった。

平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2
平成21年度	請求件数	230	3
	承認件数	214 (93%)	2
平成22年度	請求件数	255	16
	承認件数	239 (94%)	2
平成23年度	請求件数	267	9
	承認件数	218 (82%)	6
平成24年度	請求件数	294	38
	承認件数	244 (83%)	14
平成25年度	請求件数	318	50
	承認件数	277 (87%)	41



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)



【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

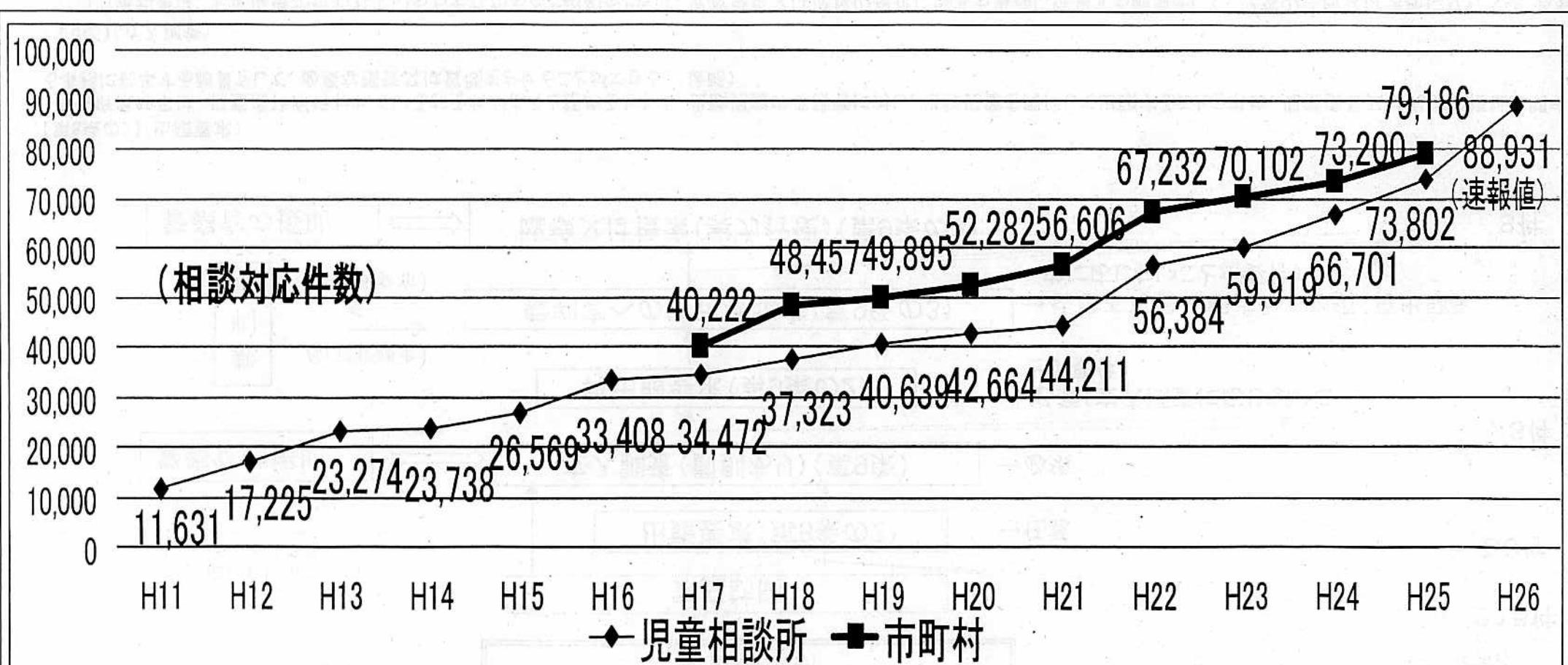
【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

児童虐待相談の対応件数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

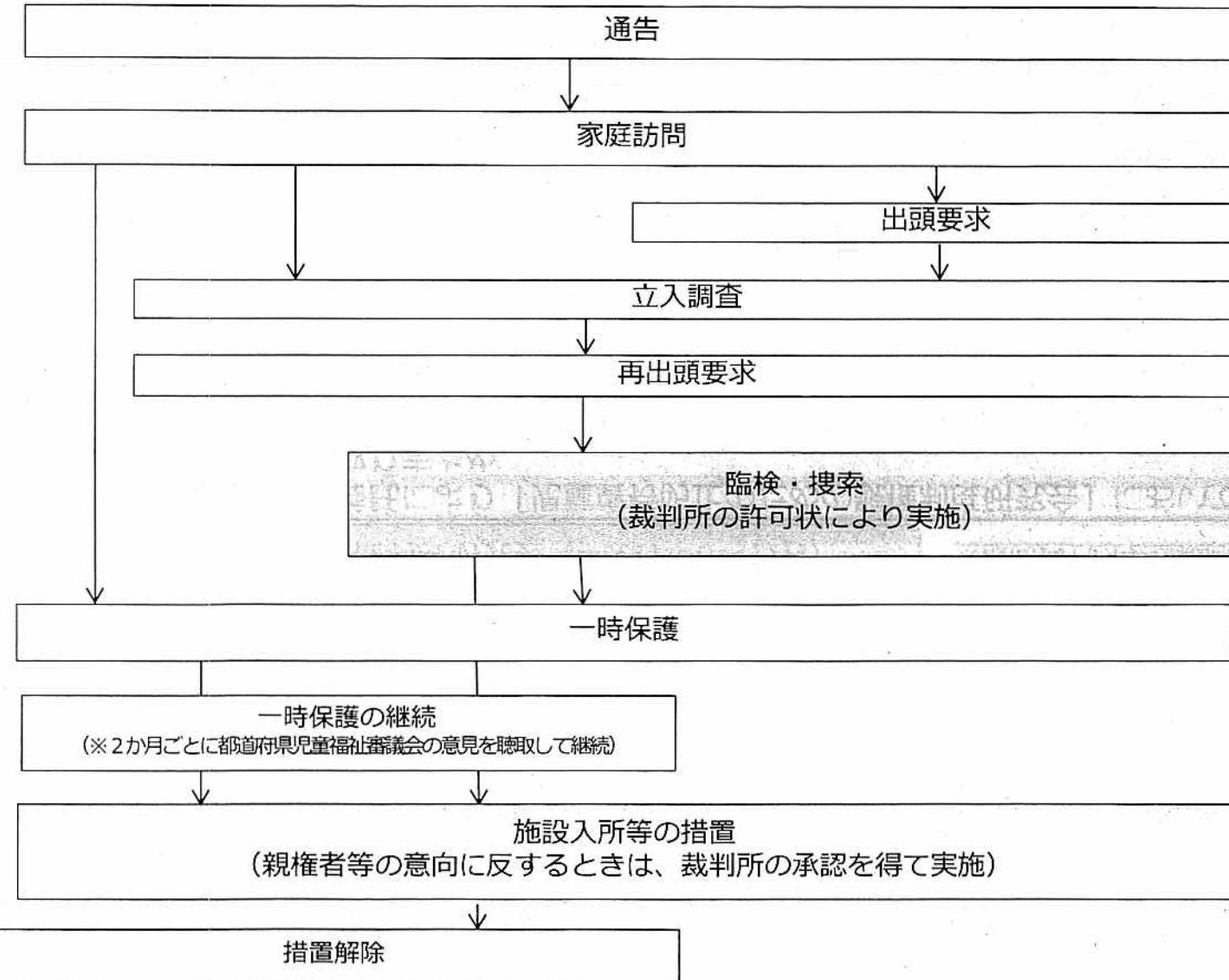
- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍



児童虐待対応における司法関与について

児童虐待への対応過程での司法の関与について

＜通告から措置解除までの基本的な流れ＞



保護者への関与

- 児童相談所長による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求
- 親権を行う者のいない児童等について、児童相談所長による未成年後見人選任の請求
- 家庭裁判所は施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者に対する指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

児童虐待対応における司法関与に係る主な検討経過

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年6月制定、翌年4月施行）【議員立法】

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則において、以下の検討条項を規定。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



児童虐待防止のための親権制度研究会（平成21年6～12月）

※最高裁判所事務総局、厚生労働省も参加。

- 平成21年5月、法務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」において調査研究を実施。
- 平成22年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
- ◆一時保護における司法関与の在り方
- ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
- ◆親権の一時的制限制度
- ◆法人による未成年後見
- ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い等

※黒字は民法改正事項、赤字は児童福祉法改正事項

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会
(平成22年3～12月)

- 民法における親権制度の見直しについて調査・審議。

- 平成22年12月に要綱案を取りまとめ。
 - ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
 - ◆親権の制限制度
 - ◆法人による未成年後見、未成年後見人の数等

- 平成23年2月、法制審議会総会での審議を経て要綱案を法務大臣に答申。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための
親権の在り方に関する専門委員会
(平成22年3月～平成23年1月)

- 親権に関わる児童福祉法等の改正の検討が必要な事項について調査・審議。

- 平成23年1月に報告書を取りまとめ。
 - ◆一時保護における司法関与の在り方
 - ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
 - ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い等

相互に
検討結果
を報告

民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の概要

改正の趣旨等

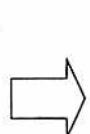
児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行)／平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 親権停止制度の創設

(改正前)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(改正前)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(改正前)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正前)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(改正前)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとることができるものと規定があるのみ。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。

2. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(改正前)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)

○ 児童相談所長による親権代行

(改正前)

- 施設入所中の児童に親権者等がいない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がいない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3. その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(改正前)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。



○ 一時保護の見直し

(改正前)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

問題の所在等

- 一時保護の実施及び期間の延長は、親権者の意向にかかわらず、行政の判断のみで行うことができる。
- 親権者の意向に反する施設入所等の措置について、家庭裁判所の承認が必要であることを踏まえると、親権者の意向に反するにもかかわらず行政の判断のみで長期間にわたり一時保護を継続することは適当ではない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆一時保護は強い権限であることから、行政不服審査法による不服申立て等の手続のほかに、一時保護開始後（又は開始前）に司法のチェックを受ける仕組みを設けるなど司法関与の強化が望ましい。

（別の観点からの意見）

- ◆司法や児童相談所の体制等を考慮する必要。
- ◆一時保護に過度に重い手続を加え、かえってその実施を阻害し、児童の利益を損なう事態は避けるべき。
- ◆司法関与以外の行政権と親権者の調整・チェックの場（2か月以上の一時保護を対象）を設けるべきであり、児童福祉審議会が考えられる。

○検討の方向性

- ◆一時保護における司法関与の強化は、現状において相当でない。
- ◆一時保護の長期化防止の観点から手続的な措置が必要。

○考えられる対応策

- ◆2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、児童福祉審議会の意見を聞くこととする（※）。
(※) 児童福祉審議会の機能は、親権者の意向に配慮するとともに、一時保護の期間を延長するという行政の行為をチェックする機能が期待される。
児童福祉法第28条の審判の申立てをしている場合は、児童福祉審議会の意見を聽かなくてもよいものとすることが考えられる。
- ⇒ 上記に基づき、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により児童福祉法を改正。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】
(②保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方関係)

問題の所在等

- 親子再統合実現等の観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導が重要。
- 児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合は、児童相談所の指導を受けなければならず、都道府県知事は指導を受けない保護者に対して指導を受けるよう勧告できるほか、指導勧告に従わない場合は一時保護や強制入所等の必要な措置をとることとされている。
- にもかかわらず、児童相談所の指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆親権者等の意に反する施設入所措置に係る審判において、家庭裁判所から都道府県へ保護者指導を行うよう勧告するだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう勧告する仕組みが望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆裁判所が保護者に直接勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり司法の役割を超え、法制的に難しい。
- ◆家庭裁判所から都道府県に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上伝達することで、実効性を高められるのではないか。

○検討の方向性

- ◆司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に勧告することは法制的に難しい。
- ◆運用面で保護者指導の実効性を高められる方策を検討することが有用。

○考えられる対応策

- ◆家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなど運用面での対応を図ることについて検討すべきである。
⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知)を改正し、上記対応策を追加。